

# 第 35 回規制改革会議

## 議事次第

〔平成 26 年 6 月 13 日（金）8 時 15 分～9 時 15 分〕  
〔総理大臣官邸 2 階小ホール〕

（開 会）

1. 答申とりまとめ
2. 創業・IT等ワーキング・グループからの報告（タクシー規制）
3. 規制改革実施計画のフォローアップ結果について

（閉 会）

（資料）

資料 1 規制改革に関する第 2 次答申（案）

付属 1 規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）のフォローアップの結果について

付属 2 国際先端テストのとりまとめ

資料 2 創業・IT等ワーキング・グループ提出資料

# 規制改革会議第2次答申 総論の概要

## ■規制改革の推進に当たっての基本的考え方

### (1)なぜ規制改革が必要か

国民生活の安定・向上、経済活性化への貢献を通じた国の成長・発展

- ①経済環境の変化に適応して、経済成長を実現
- ②国民に多様な選択肢を提供
- ③意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供
- ④安全性をより効率的な手法で確保

### (2)今期の規制改革で重視したこと

- ①成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革
- ②機動的な「意見」等の表明

### (3)最優先案件への取組

- ①保険診療と保険外診療の併用療養制度
- ②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立
- ③農地関連規制の見直し

## ■審議経過

### (1)審議テーマの設定と審議体制

「健康・医療」「雇用」「創業・IT等」「農業」「貿易・投資等」の5WG設置

- (2)公開ディスカッションの開催(試行的に2回、本年7月以降も開催)
- (3)規制改革ホットライン(約2,400件受付。規制関連要望約1,300件を検討要請)
- (4)重点的フォローアップ(12事項)
- (5)他の会議との連携(産業競争力会議、経済財政諮問会議等)
- (6)国際先端テストの実施

## ■本答申の実現に向けて

- ・改革実現までの工程表として「規制改革実施計画」の閣議決定
- ・政治のリーダーシップへの期待

## ■次のステップへ

### (1)次期(本年7月から来年6月)の会議活動方針の策定

- ・重点分野等を定めた会議活動方針の策定
- ・産業競争力会議、経済財政諮問会議等と連携

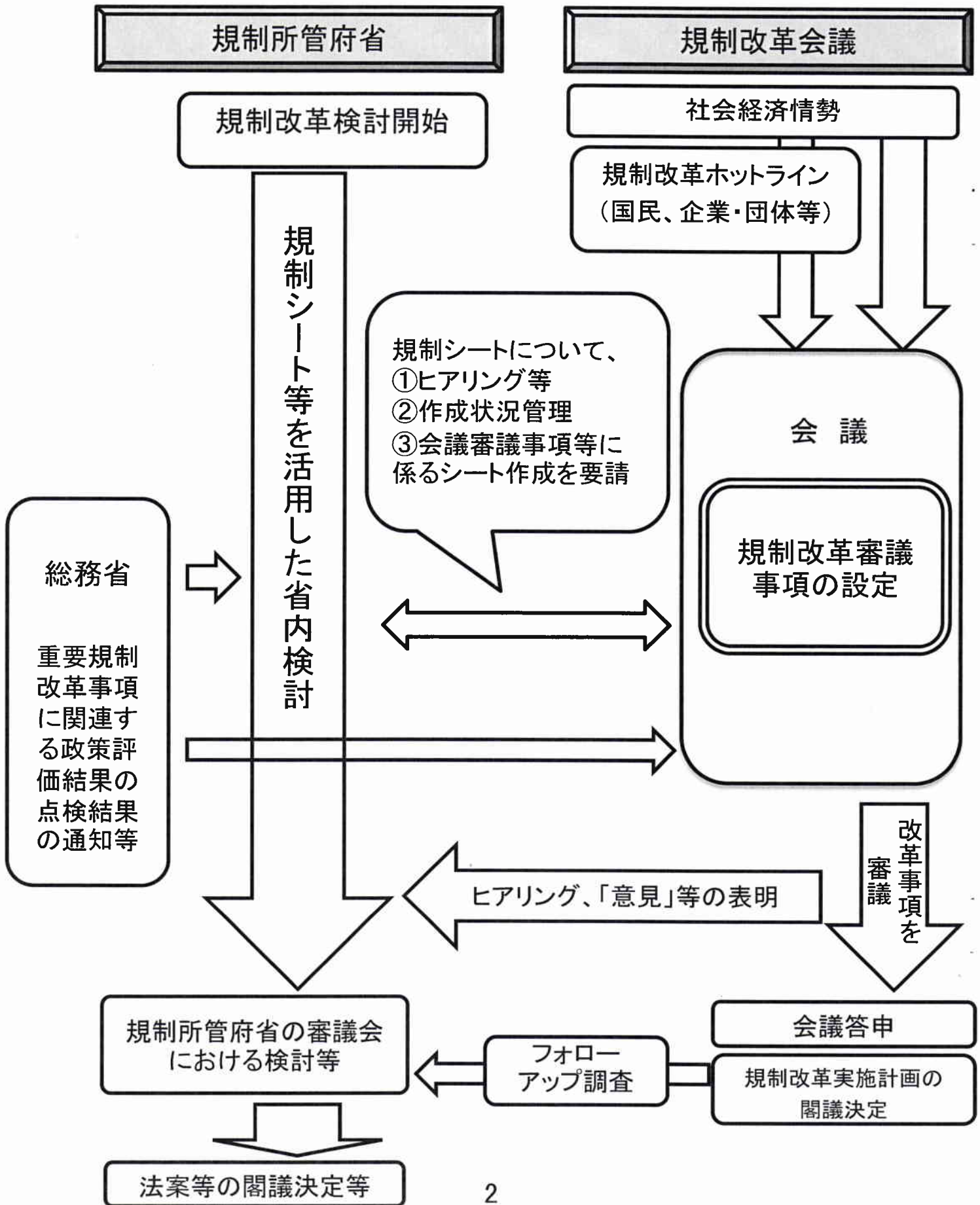
### (2)実施計画のフォローアップ

- ・規制改革実施計画の進捗について、毎年政府から報告を受け、確認
- ・重点的フォローアップ(時間軸を含めた具体的な方針を策定)

### (3)今後取り組むべき課題

所管府省が主体的・積極的に改革に取り組むシステム(規制レビュー)の開始

# 規制レビュー(フロー図)



## 規制シート(イメージ)

(シートID)

規制の名称		所管府省	
根拠法令等		担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予 算	
規制の最近の改 廃経緯		関連する政 策評価結果	
規制を維持、改革 又は新設する理 由		規制の維 持、改革又 は新設の別	
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			

## 健康長寿社会の実現

国民の  
利便性向上

産業発展  
経済活性化

保険財政  
適正化

### ①国民ニーズの多様化への対応

- ✓ **新たな保険外併用の仕組みの創設**  
➢ 新たな仕組みとして「患者申出療養(仮称)」を創設
- ✓ **革新的な医薬品等の価格制度の改善**  
➢ 価格算定における革新性・画期性の評価の充実や価格予見性の向上
- ✓ **一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築**  
➢ 転用の仕組みの早期構築や情報提供、受診勧奨等の仕組みの整備



### ②効率的で質の高い提供体制の構築

- ✓ **最適な地域医療のための医療提供体制の構築**  
➢ プライマリケア体制の確立や医療計画と介護計画の連携
- ✓ **生活の場での医療・介護環境の充実**  
➢ 在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化
- ✓ **看護師の「特定行為」の整備**  
➢ 医師の立会いのない環境での看護師の活躍拡充



ICTの  
活用

### ③サービスの効率化・ガバナンス強化

- ✓ **介護・保育事業等の経営管理の強化**  
➢ 社会福祉法人の情報開示や社会貢献活動の義務化
- ✓ **保険者機能の充実・強化に向けた環境整備**  
➢ レセプトデータの活用支援や保険者による事前点検制度の導入
- ✓ **医療機関の経営基盤の強化**  
➢ 経営経験が豊かな人材の活用促進や法令遵守体制の構築



## 保険外併用療養費制度の拡充

### 現状

➤ 保険診療と保険外診療を併用する場合、保険外併用療養費制度の適用がなければ、保険診療部分まで患者の全額自己負担となるが、現行の保険外併用療養費制度には、以下のような問題がある。

- 保険外診療の申請から実施まで6～7ヶ月の期間を要する。
- 医療技術ごとに、平均10程度の医療機関でしか受けられない。
- 対象となる患者の基準から外れる患者は受診できない。

### 保険外併用療養費制度が適用される場合



保険診療  
( $\alpha$ )



保険外診療  
( $\beta$ )



保険診療  
保険負担  
(7割)

保険診療  
自己負担  
(3割)

保険外診療  
自己負担

### 保険外併用療養費制度が適用されない場合



保険診療  
( $\alpha$ )



保険外診療  
( $\gamma$ )



保険診療・保険外診療全て  
自己負担

患者の  
自己負担増

### 保険外併用療養費制度の大幅拡大

#### 保険外併用療養費制度

評価療養(7種類)

選定療養(10種類)



患者申出療養

#### 【「患者申出療養(仮称)」の特徴】

- 患者からの申出が起点。
- 前例がある診療は申請から原則2週間、前例がない診療は原則6週間で受診可能。
- 対応医療機関が随時追加され、より身近な医療機関での受診が可能となるよう柔軟に対応。
- 国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認。
- 保険収載に向けた実施計画を作成するとともに、重篤な有害事象等について国に報告。
- 基準対象外の患者から申出があった場合、国において専門家の合議により実施を承認。

### 規制改革の内容

- 保険外併用療養費制度の中に、法改正により、新たな仕組みとして「患者申出療養(仮称)」を創設する。

### 想定される効果

- 困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などが迅速に保険外併用療養として承認され、患者の治療の選択肢が拡大する。

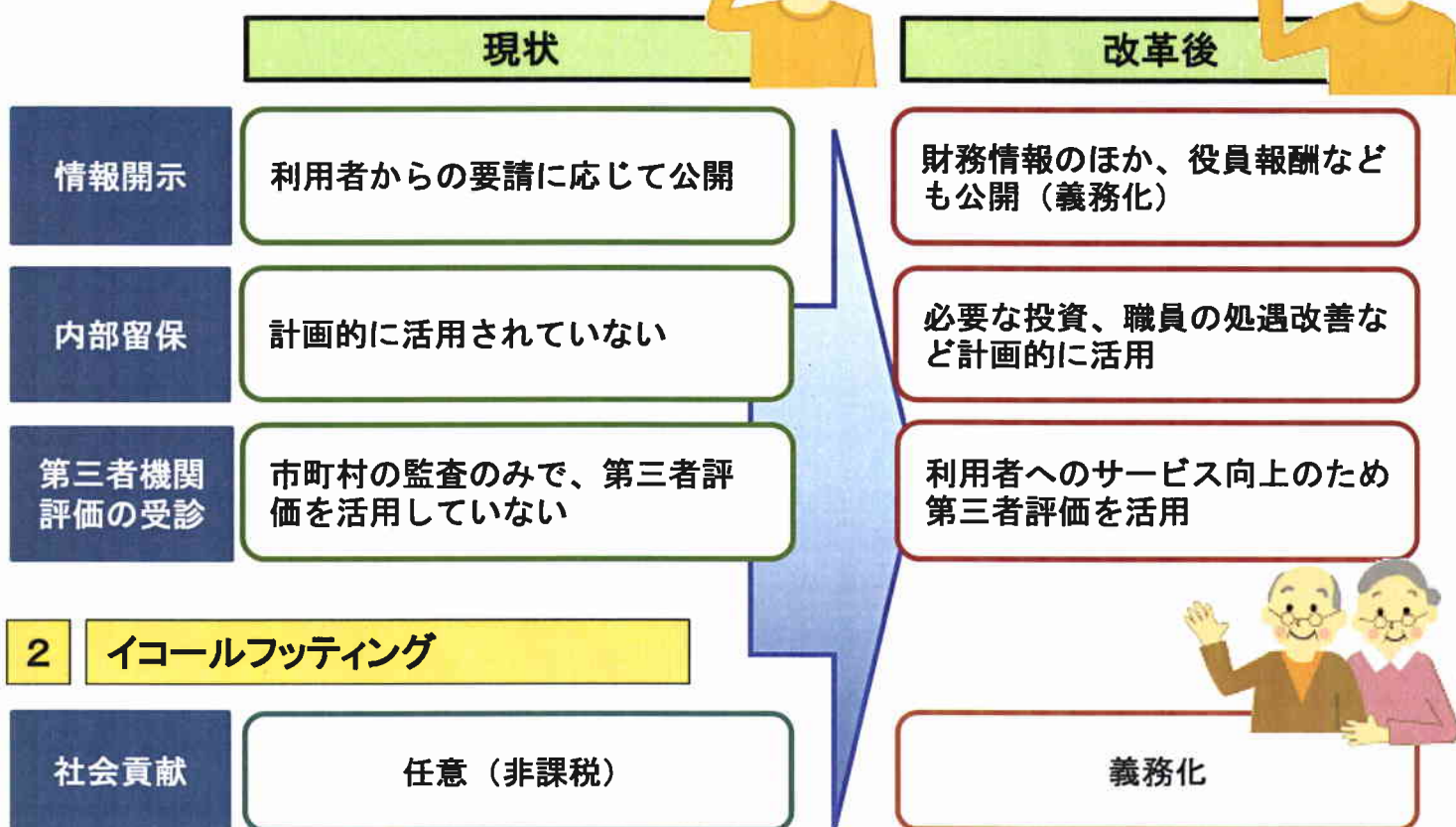
## 介護・保育事業等の経営管理の強化

### 現状

#### 社会福祉法人に対する主な指摘

- 財務諸表や役員報酬などの情報開示が十分行われていない。
- 地域の社会福祉の担い手としての役割が期待されているが、その役割を十分に果たさず、過大な内部留保を貯め込んでいる。

#### 1 経営管理強化



#### 規制改革の内容

- 利用者が安心して福祉サービスを受けられるよう、社会福祉法人の財務諸表や役員報酬等の情報開示を進め、経営の透明性を高める。
- 社会福祉法人と株式会社・NPO法人とのイコールフットイングを図るため、社会福祉法人の社会貢献活動を義務化する。

#### 想定される効果

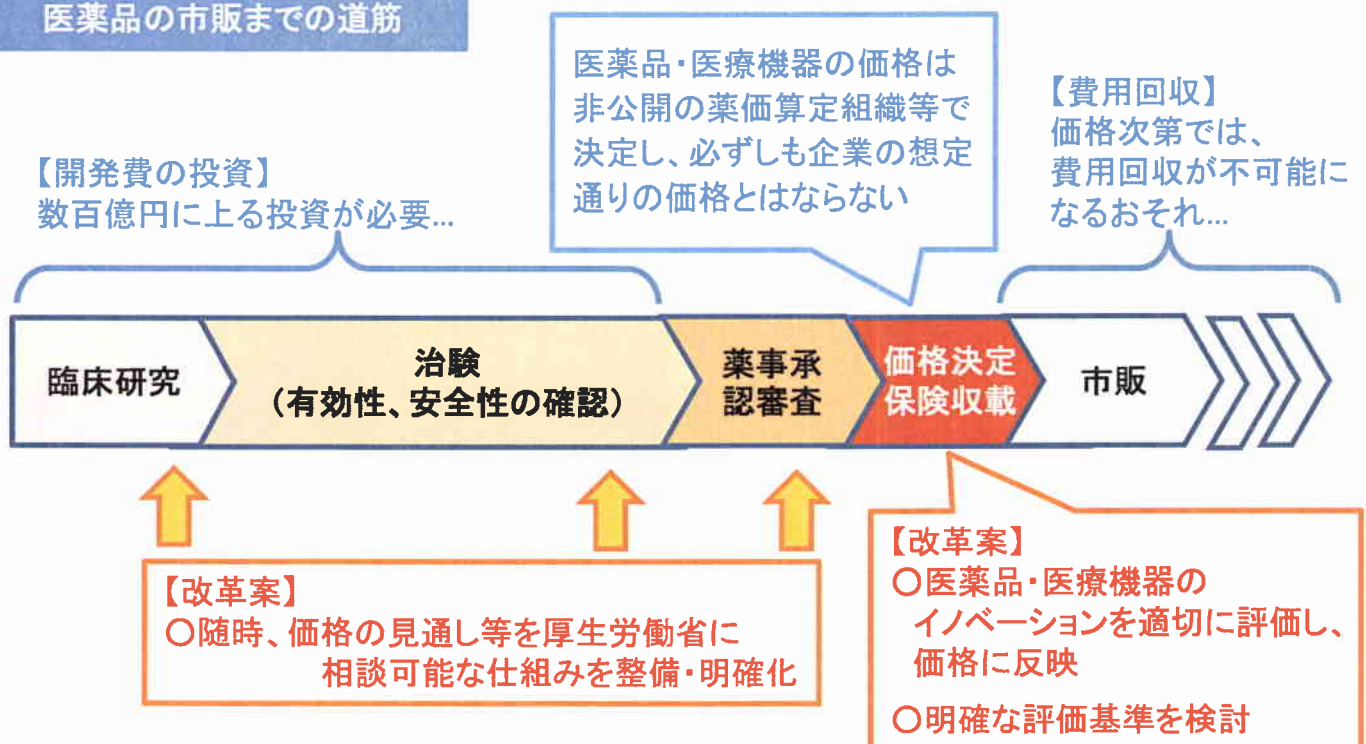
- 患者のニーズに合った福祉サービスが効率的かつ適切に提供されることにより、国民の利便性・満足度が向上する。

## 医薬品・医療機器の価格算定における イノベーションの適切な評価及び価格予見性の向上

### 現状

- 医薬品・医療機器の価格算定において、イノベーションの評価が十分なされない場合がある。
- 医薬品・医療機器の価格算定ルールは複雑なため、企業が自社製品の価格を事前に予見することが困難で、企業の大きなリスクとなっている。

### 医薬品の市販までの道筋



### 規制改革の内容

医薬品・医療機器の価格算定において、

- 患者のQOL向上効果の指標等を検討するなど、イノベーションを適切に評価。
- 価格算定ルールの内容や価格の見通し等について、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備・明確化。
- 革新性・画期性の評価の明確な基準を検討。

### 想定される効果

- 医薬品・医療機器のイノベーションが適切に価格に反映されることで、イノベーション促進につながる。
- 医薬品・医療機器の価格予見性が高まることで、医薬品・医療機器の開発におけるリスクが軽減される。

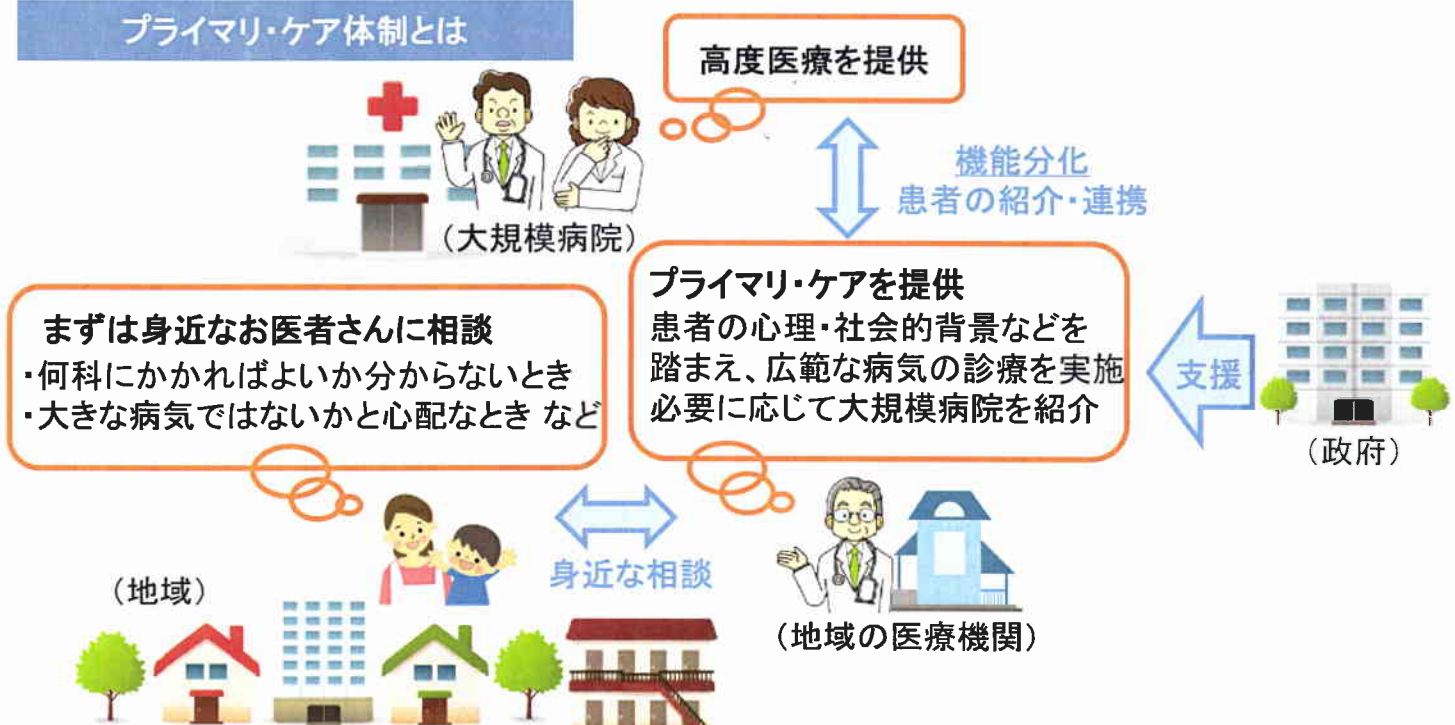


## プライマリ・ケア体制の確立

### 現状

- ▶ 我が国では、患者の身体や心理、社会的背景などを踏まえて総合的に診療を行う「プライマリ・ケア」を専門的に担う医師が十分に養成されていない。
- ▶ 本来高度医療を担うべき大規模病院がプライマリ・ケアも行っており、高度医療に特化しにくくなっている。

### プライマリ・ケア体制とは



### 規制改革の内容

#### プライマリ・ケアを専門に担う医師について

- その専門性についての研修制度や資格の更新制度の検討を支援。
- 医療広告制度を見直し。
- 複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を促進するなど、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討。

### 想定される効果

- ▶ 教育や訓練を積んだ地域の身近な医師がプライマリ・ケアを担うことで、地域の住民との信頼関係が生まれ、住民の大きな安心につながる。
- ▶ 高度医療を担うべき大規模病院が高度医療に特化することで、より充実した医療が提供可能になる。

(「規制改革に関する第2次答申」P18～19)

## 生活の場での医療・介護環境の充実

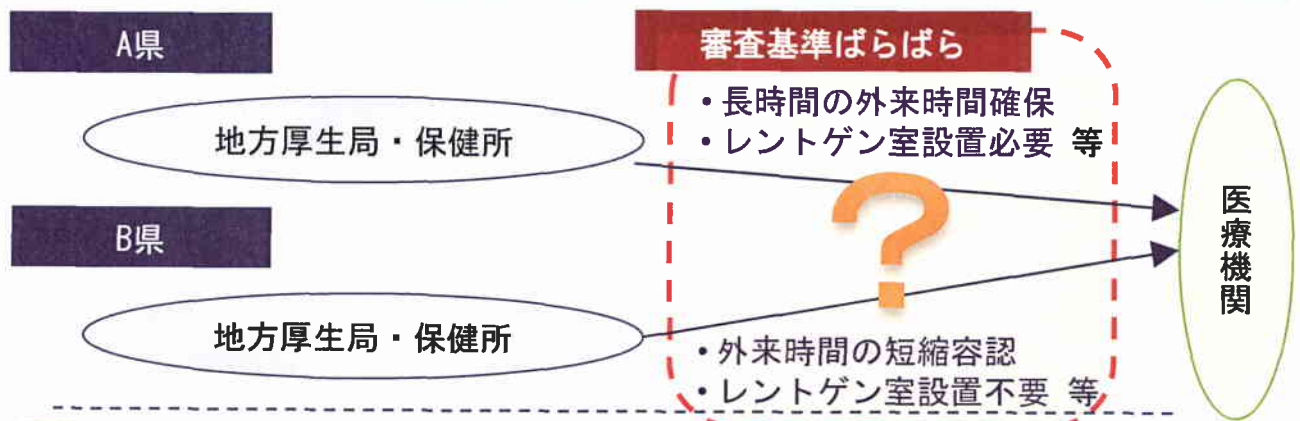
### 現状

- 地方厚生局・保健所によって診療所開設の審査基準に違いがあり、とりわけ在宅診療を主として行う診療所開設の制約となっている

### 在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化

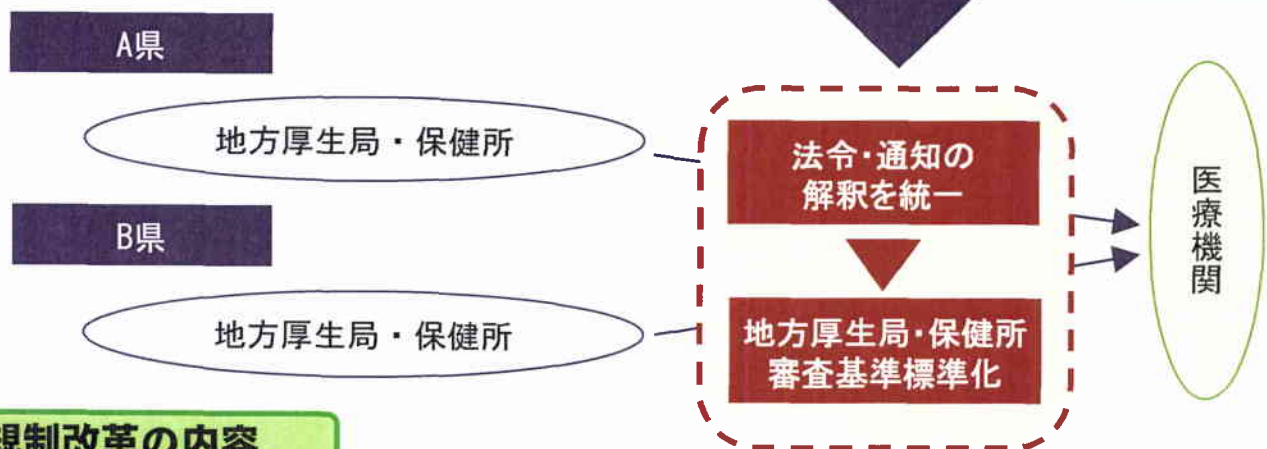
#### 現状

法令・通知の解釈が曖昧であり所轄庁により審査基準がばらばら



#### 見直し後

開設要件を明確化



### 規制改革の内容

- 診療所開設において、必ずしもレントゲン室を設けなくともよい等、開設要件を明確化する。
- 在宅診療を主として行う診療所に対し、外来応需を求める運用の在り方を検討する。

### 想定される効果

- 在宅診療を主として行う診療所の開設審査基準の地域差がなくなり、診療所開設の目処がたてやすくなる。

## 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

### 現状

- 一般用検査薬は、平成3年までに3検査項目が認められて以降、20年以上にわたり新規項目が認められていない
- 医療用検査薬からの転用の仕組みがない

### 1 医療用検査薬から一般用検査薬への転用体制

#### 一般用検査薬としての「検査項目」指定

- ・判定基準等の製品品質基準をあらかじめ定める



### 2 購入者への情報提供

#### <添付文書等への記載事項>

- ・医療機関受診の目安となる測定結果
- ・留意事項
- ・検査薬によっては正しく判定されない可能性
- ・定期健康診断等の受診推奨 等

#### <販売時説明>

- ・一般用医薬品の分類に応じた情報提供
- ・必要に応じた検査結果のフォローアップ・受診勧奨

### 規制改革の内容

- 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の体制を構築する。
- 標準審査時間の提示や事前相談制度の明確化を行う。
- 検査薬の適正使用に関する情報提供（添付文書、販売時説明等）や受診勧奨等の仕組みの整備を行う。

### 想定される効果

- セルフケアの推進により国民の健康保持・増進への寄与が期待される。

(「規制改革に関する第2次答申」P19～21)

## 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする 仕組みの導入

### 現状

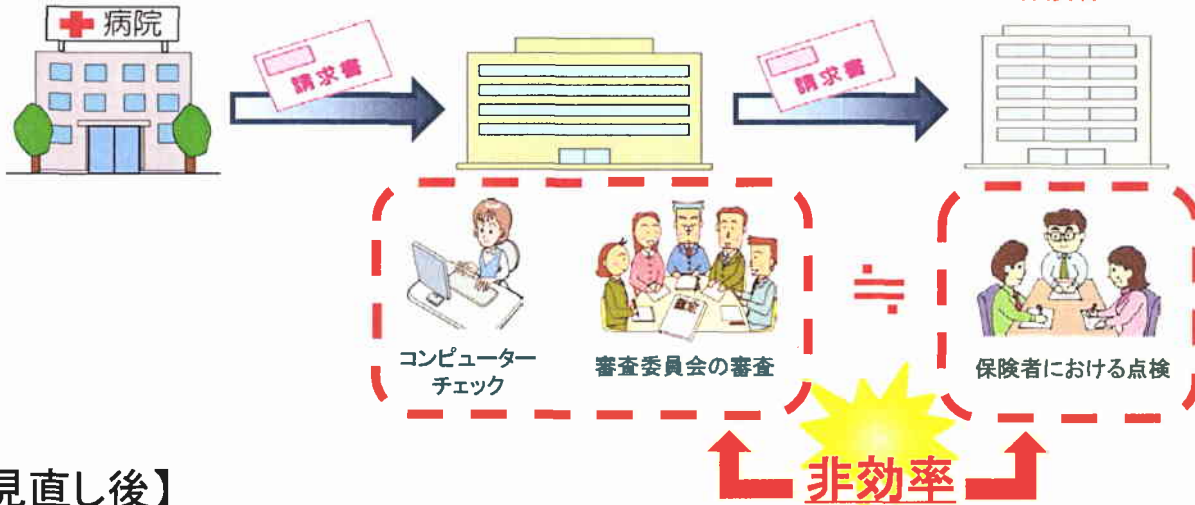
診療報酬明細書については、審査支払機関が請求内容の審査を行っているが、保険者も事後的に同じような点検を行っており、効率的な運営となっていない。

### 【現状】

保険医療機関、保険薬局

審査支払機関

保険者



### 【見直し後】

保険医療機関、保険薬局

審査支払機関

保険者

機能重複を  
解消



### 規制改革の内容

- 希望する保険者が、審査支払機関が審査を行う前に、請求内容の点検ができるようにする。

### 想定される効果

- 診療報酬明細書の内容確認という機能の重複が解消され、審査支払業務の効率化が図られる。
- 審査支払機関への審査依頼件数が削減でき、審査手数料の節約に繋がる。

(「規制改革に関する第2次答申」P21～22)

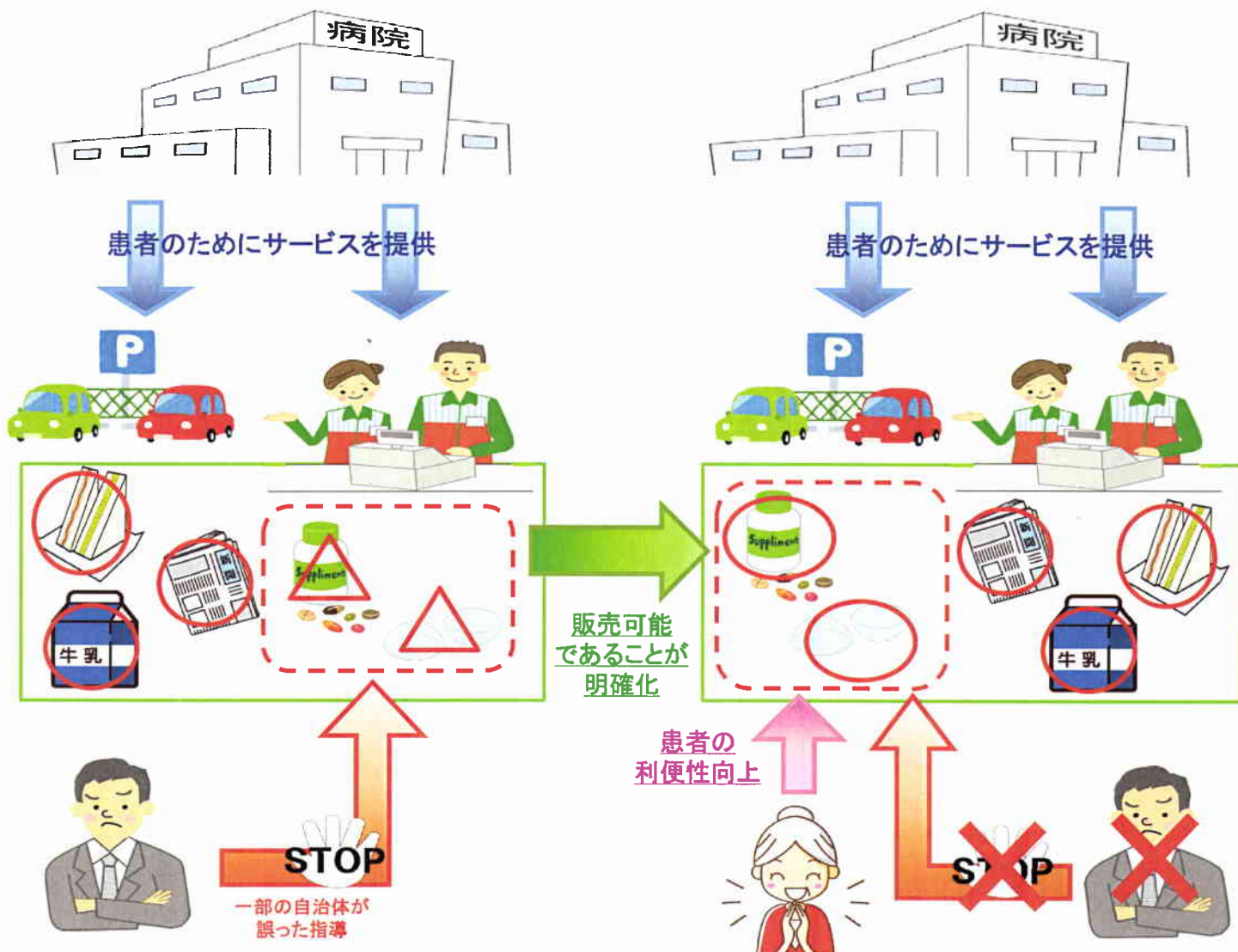
## 医療機関における業務範囲の明確化

### 現状

- 医療機関が患者に対して食品販売などのサービスを行うことは可能であるが、一部の自治体等では、誤った指導によりこれらのサービスを禁止している。

#### 【現状】

#### 【見直し後】



### 規制改革の内容

- 医療機関において、患者に対してコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知する。

### 想定される効果

- 患者のニーズに合ったサービスが適切に提供されることより、患者の利便性が向上する。

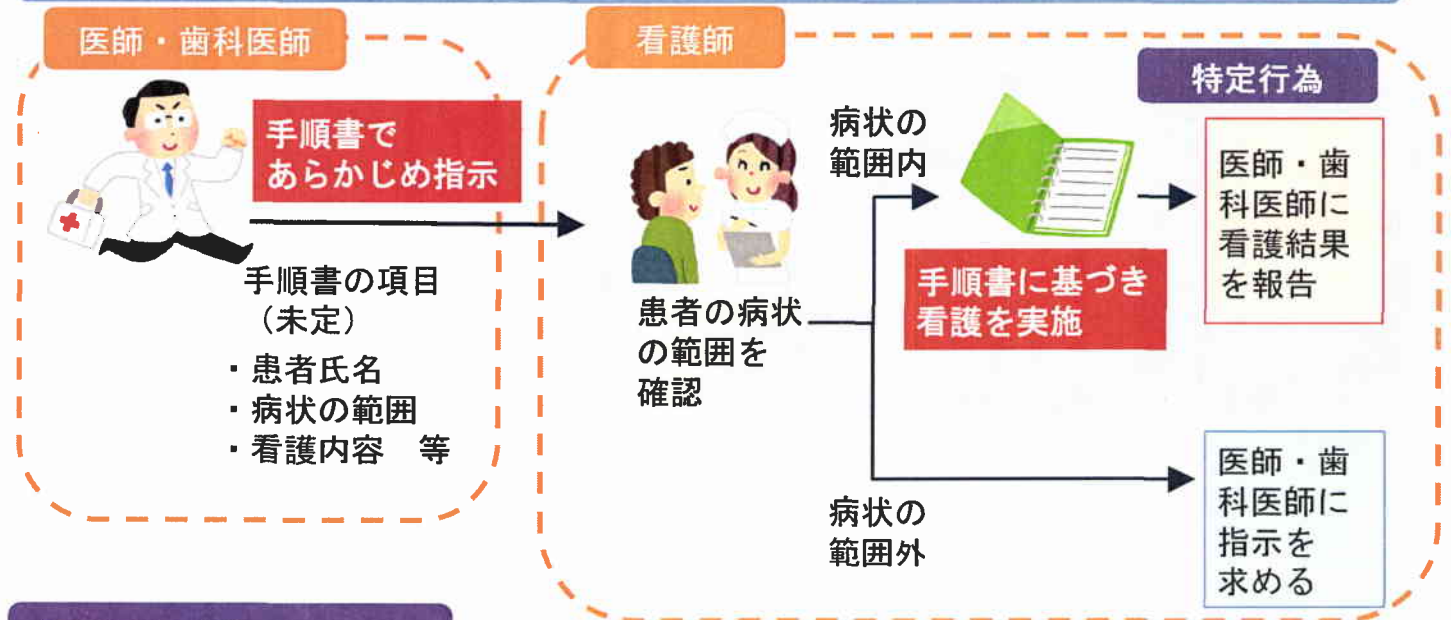
(「規制改革に関する第2次答申」P22～23)

## 看護師の「特定行為」の整備

### 現状

- 在宅医療等の更なる推進により、医師の立会いのない環境は今後ますます増加すると予想される。
- 医師によりあらかじめ出された手順書による指示に基づき、看護師が病状を自ら判断して業務ができる仕組みが必要である。

### <新制度>看護師の「特定行為」の概要（平成27年10月以降）



### 特定行為研修

- 特定行為実施には「実践的な理解力・思考力・判断力」「高度で専門的な知識・技能」が必要
- 「特定行為研修」修了義務付け。研修プログラムは今後医道審議会で検討後に決定

### 特定行為の内容（案）

- 現在の厚生労働省案は41行為（「脱水の程度の判断と輸液による補正」等）
- 今後、医道審議会で検討後に決定

### 規制改革の内容

- 特定行為の研修は、看護師の判断能力等を高めるプログラムとなるよう検討する。
- 手順書の項目を過度に細かく規定しないよう検討する。
- 特定行為に該当しないと判断された行為で看護師が行える行為を周知する。

### 想定される効果

- 特に医師が常駐していない介護施設や患者宅等において医療の質を保ち、看護師が能動的に医師をサポートする効果が期待できる。

# 雇用分野（規制改革の目的と検討の視点）

## ①多様な働き方の拡大

### ◇労働時間規制の見直し

➢三位一体の新しい労働時間制度により、生産性を向上し、労働者の希望するライフスタイルを実現。※

### ◇ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

➢プロフェッショナルな働き方、子育て・介護と両立する働き方など多様な働き方を実現。



## ②円滑な労働移動を支えるシステムの整備

### ◇有料職業紹介事業等の規制の再構築

➢縦割法制的垣根を越え、IT化による新たなサービスやビジネスモデルに対応。

### ◇労使双方が納得する雇用終了の在り方

➢紛争防止・解決制度の充実により労使双方にとって利益となる紛争解決を実現。



◆ **ライフスタイルや価値観に応じた多様で柔軟な働き方を可能に**

◆ **労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の実現**

※規制改革会議において引き続き検討を深める。

## 労働時間規制の見直し

### 【改革の目的】

多様な形態で働く者それぞれの健康を確保し、創造性と高い生産性を発揮できる柔軟な労働環境をつくる。それを通して労働者の活力と企業の競争力を高め、力強い経済成長を実現し、新たな雇用機会を創出する。

### 労働時間規制の三位一体の改革を!!

～労使双方が納得できるような

「労働時間の新たな適用除外制度の創設」～

#### ①労働時間の量的上限規制



集中して仕事し、定時退社!

#### ②休日・休暇取得に向けた強制的取組み



例えば、欧米並みの長期バカンス!

#### ③一律の労働時間管理がなじまない労働者に適合した労働時間制度の創設

### 一律の労働時間管理がなじまない働き方に合い、 健康確保と両立する適用除外制度の創設!

(労働時間の長さによらず、責務や成果によって賃金が決まる仕組みの創設)

【ポイント1】分かりやすく実態に合致した新制度の創設

【ポイント2】具体的な対象者は『労使自治に委ねる』（※国が一定の目安を示す）

【ポイント3】適用除外制度とセットで導入する健康確保の取組みは、産業・職務等の特性に応じて、企業ごとの労使で選択する。

【ポイント4】新制度は一定の試行期間を設け、当初は過半数組合のある企業に限定する。

※新たな働き方にふさわしい処遇を確保する。

【例:セットで導入すべき取組み。いずれか一つ又は複数の組合せとする】

#### ① 労働時間の量的上限規制

- ・一定期間における最長労働時間の設定
- ・終業から翌日の労働開始まで健康安全確保のための最低限の休息時間の設定、など

#### ② 休日・休暇取得に向けた強制的取組み

- ・年間104日(週休2日相当)の休日を、労使協定で定めた方法で各月ごとに指定して取得
- ・年休は労使の協議に基づいて柔軟かつ計画的に付与  
(年休時季指定権を使用者へ付与した上で労働者の希望・事情を十分考慮)
- ・長期連続休暇の義務化、など



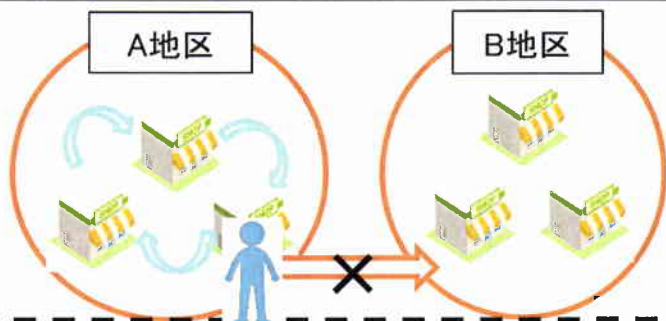
# ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

## 現状

- ジョブ型正社員は、職務や勤務地又は労働時間が限定されている正社員。多くの企業で導入されてきているものの、その形態が労働契約や就業規則で明示的に定められていないことが多い。そのため、ジョブ型正社員の特性に沿った人事上の取扱いが適切になされていないか、徹底されていないことがある。

(参考)ジョブ型正社員例 ※個々の労働条件は労働者及び使用者が合意のうえ、決定することが前提

### ◆勤務地限定:配転は近隣エリアに限るなど



### ◆職務限定:担当職務を限定



### ◆時間限定:就業時間を限定 (例:9時~17時限定)



## 規制改革内容

【普及・促進】  
人事管理などの留意点等※を取りまとめ周知

【解釈の明確化】  
労働契約法の規定※がジョブ型正社員にも適用されることを周知

【政策的支援】  
ジョブ型正社員に関する支援策の検討

ジョブ型正社員の普及・定着

※①契約締結・変更時の労働条件明示、②無限定正社員との相互転換制度及び均衡処遇に係るもの

## 想定される効果

- 専門性に特化したプロフェッショナルな働き方、子育てや介護と両立する働き方など多様な働き方が広く社会に普及・定着していく。

## 円滑な労働移動を支えるシステムの整備

### 現状

- 時代の変化に伴い、働き手のニーズや産業構造の変化が生じている
- 労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備が不十分



会社を変えて、新しい分野で  
チャレンジしたい！！



今は派遣だけど、正社員で  
働ける会社を探したい！

### 働き手の多様なニーズ



工場を最先端のものに変える  
ので、今の人員は他の職場に  
移さないと…

製造業経営者



新規事業を始めるために  
人材を集めたい！

ベンチャー企業経営者

### 産業構造の変化（成熟産業から成長産業へ）

以前に増して転職が活発に！！

しかし！

◆雇用仲介事業の規制は昔のまま。  
⇒IT化の進展などに対応できず、新しいサービスの  
芽を摘んでしまっている！

◆雇用終了の際に争いが起きている実態も多い。

⇒多様なサービスを可能とする規制緩和に加え、  
労使双方が納得する雇用終了が重要！！

### 規制改革内容

- 有料職業紹介事業等の規制の再構築の検討 <26年度検討開始>  
(新たなサービス形態に対応した制度の構築)
- 労使双方が納得する雇用終了の在り方の検討 <26年度検討開始>  
(紛争を防ぎ、労働者救済を充実するための制度作り)

### 想定される効果

- 新しい時代やニーズに合ったジョブマッチングサービスの発展
- 公正な雇用終了と転職支援による円滑な労働移動の実現

# 創業・IT等分野（規制改革の目的と検討の視点）

## ①起業・新規ビジネスの創出・拡大

- 動産及び債権を担保にした資金調達の推進
- ベンチャービジネスの育成
- 高圧ガス関連規制の緩和

## ②ITによる経営効率化

- 国税関係帳簿書類の電子化保存
- 手続の電子化・オンライン化

## ③産業の新陳代謝

- 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等
- 一般集中規制の見直し

## ④国民の選択肢拡大

- ダンスに係る風営法規制の見直し
- 食料品アクセス環境の改善

## ⑤エネルギー・環境分野における規制改革

- 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化
- 電気事業者の業務効率化

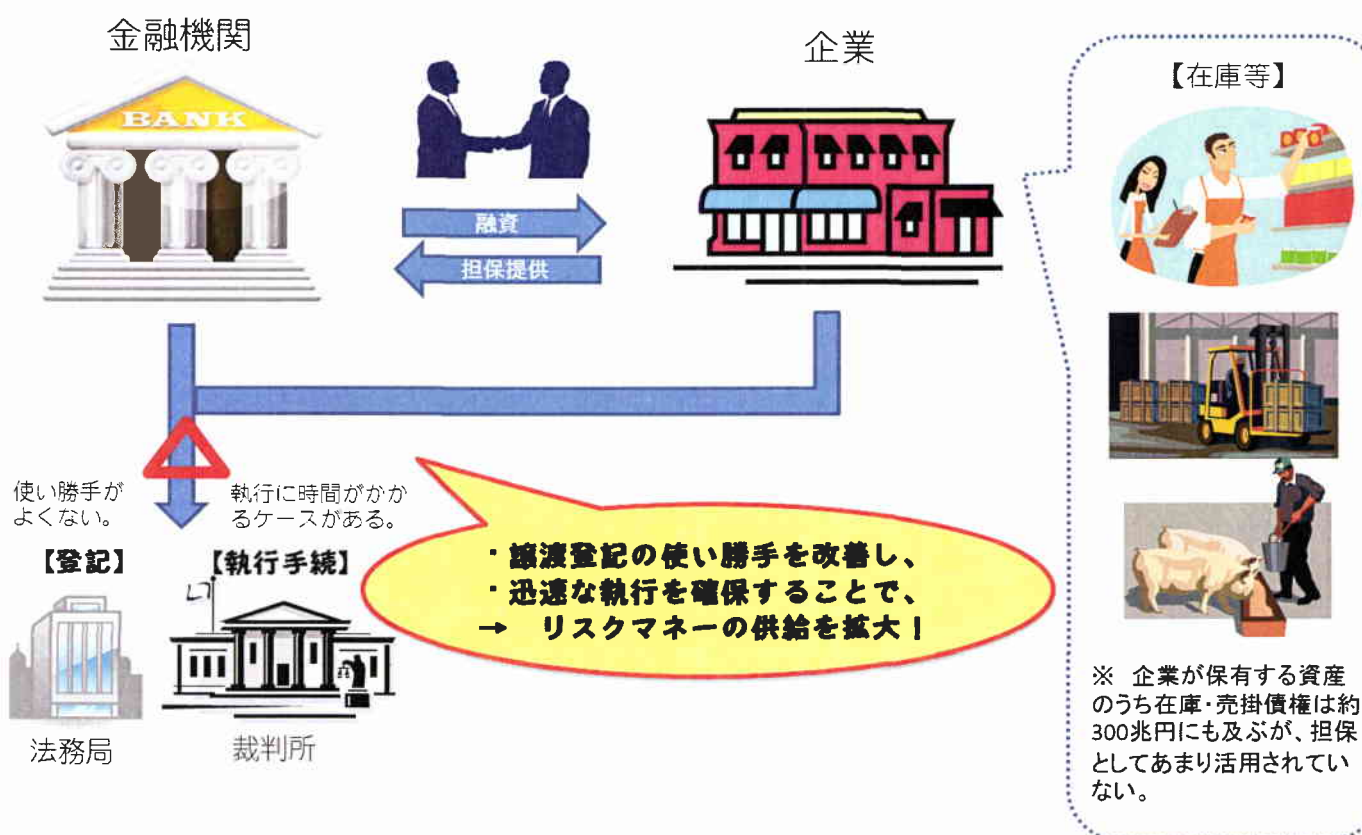
## ⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

- 金融機関に対する取引照会の合理化
- 金融機関の業務効率化
- 建設に係る規制の緩和
- 各種責任者の要件緩和
- 物流の効率化

## 動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善

### 現状

- 動産及び債権を担保にした資金調達(いわゆるABL)は、譲渡登記制度を利用されることが多いが、一度登記した事項は変更や更正ができない等、使い勝手を改善することが求められている。
- 一方、ABLは中小企業の資金調達にとって個人保証に代替することや、リスクマネーを供給する手法として、利用の促進が期待されている。



### 規制改革内容

- 登記した事項に変更等が生じた場合の対応や、登記の申請方法について改善策を検討する。
- 担保の迅速な実行を確保するための方策を検討する。

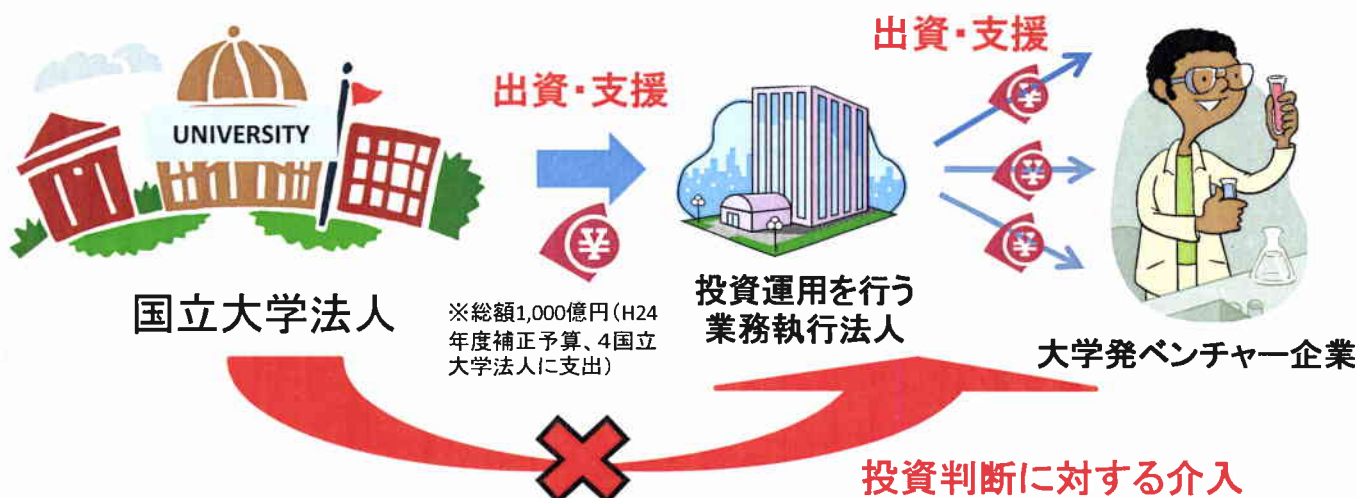
### 想定される効果

- 中小企業の資金調達の円滑化
- リスクマネーの供給拡大
- 個人保証に代替する資金調達方法の浸透

## 国立大学によるベンチャー育成のための 環境整備等

### 現状

- 産業競争力強化法により、国立大学がベンチャーキャピタル等を介して大学発ベンチャーに出資することが可能となり、今後、最先端の研究成果の活用が進むことが期待される。
- その一方、現状の制度設計においては、投資の運用を行う業務執行法人の独立性や、投資の成否を左右する専門能力の高い事業者の選定等に対する課題が指摘されている。



投資運用を行う業務執行法人の常勤・中立性・独立性が重要！！

### 規制改革内容

- 投資事業(特定研究成果活用支援事業)の認定にあたっては、業務執行法人の常勤・中立・独立性を確保すること、投資に対する高い専門能力を有すること等を要件とする。
- さらに、事後的な検証および制度見直しが可能となるよう、必要な措置を講じる。

### 想定される効果

- **国立大学の意向に左右されず、大学発ベンチャーへの適切な投資判断が可能となる。**
- **大学の先端技術の実用化が進み、新たな事業の創出が促進される。**

## 研究設備に対する高圧ガス規制の緩和

### 現状

- 高圧ガス保安法の第1種製造者※に該当する事業所においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合に都道府県知事の許可を得る必要がある。
- 海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

### 事業所内



※高圧ガス：圧力が1MPa以上となる圧縮ガス他

※事業所内の高圧ガス使用量が合計で100m<sup>3</sup>/日以上となると第1種製造者に該当し、設備の新設・変更時等は許可が必要となる。

研究設備は使用量が少ないのに、許可手続きが必要！時間がかかり、研究が遅れてしまう…



### 規制改革内容

- 高圧ガス使用量が100m<sup>3</sup>/日未満の研究設備について、災害のリスクが微小な設備にあつては、新設・変更時に必要となる手続きの簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について検討し結論を得る。

### 想定される効果

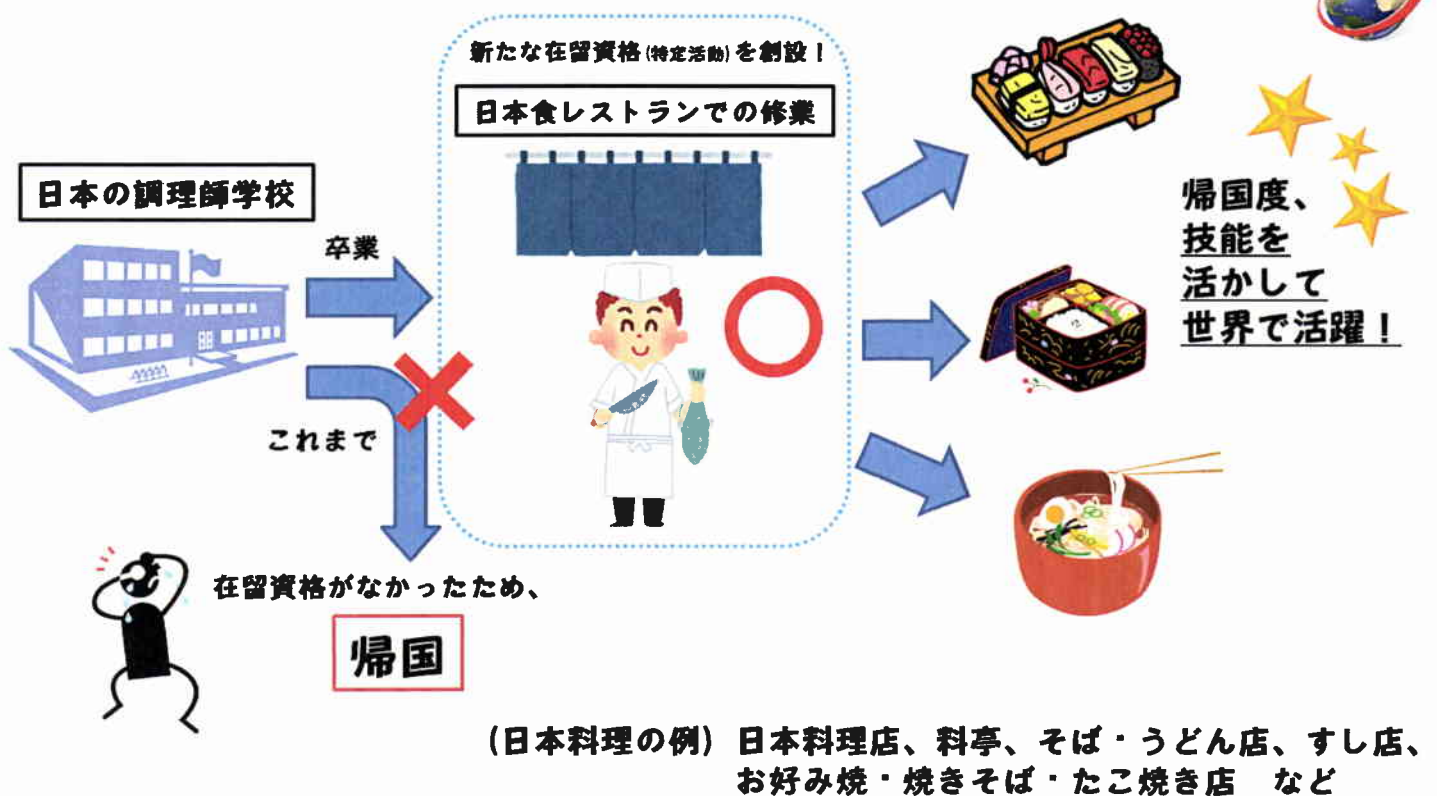
- 許可手続きに伴う時間的ロスが抑えられ、研究開発のスピードアップが可能となり、国際競争力の維持・向上にも資する。

## 働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和

### 現状

- 日本料理の調理業務に従事することを予定している外国人に付与される在留資格は存在せず、外国人が働きながら日本料理を学ぶことはできない。
- 一方、海外では日本料理がブームになっており、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、日本料理に対する注目が高まっている。

### 日本料理の海外普及を促進



### 規制改革内容

- 外国人留学生(調理師)が卒業後、働きながら国内で日本料理を学ぶための活動を認める。

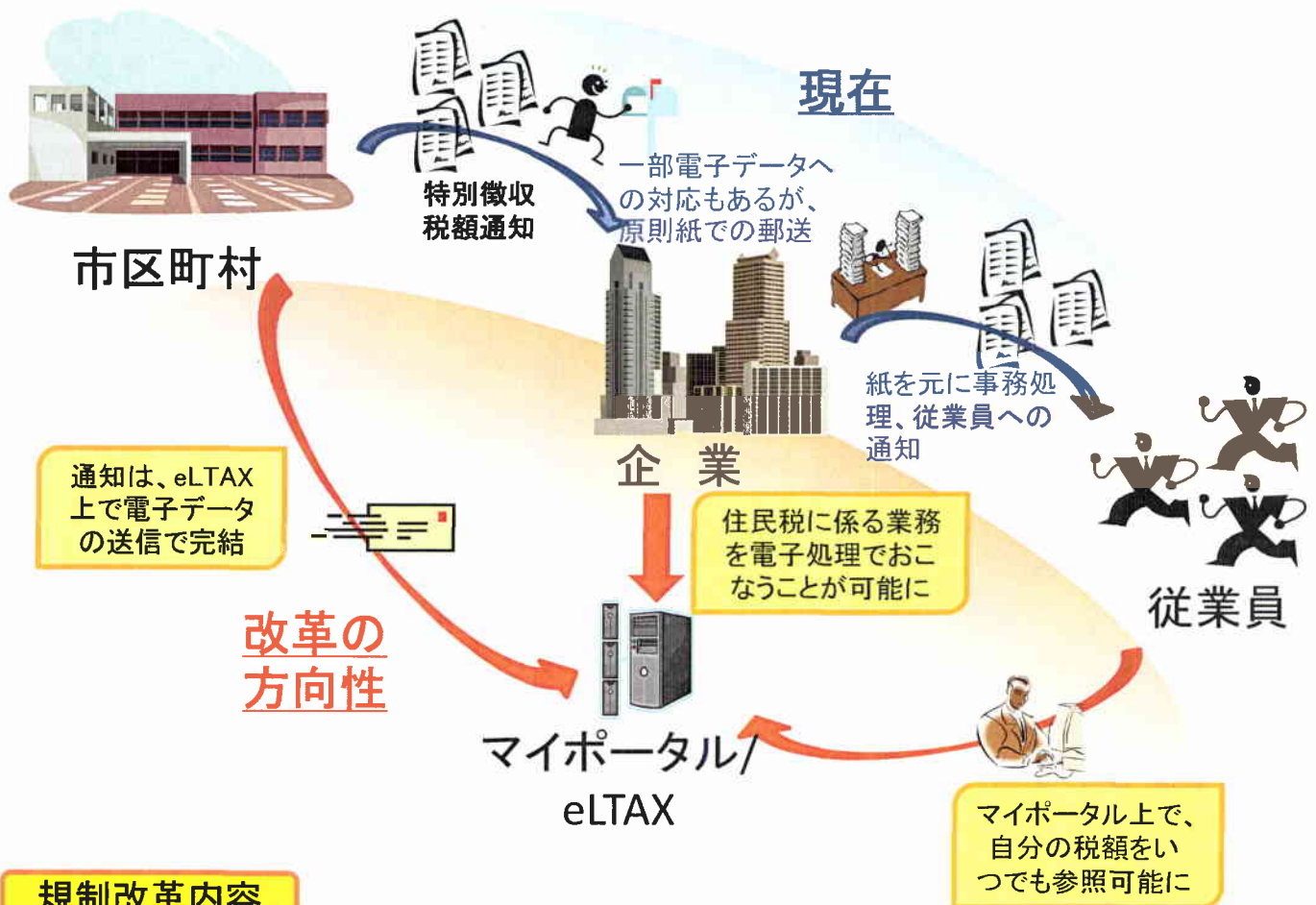
### 想定される効果

- 日本料理のスキルをさらに高めたい意欲をもった外国人留学生のニーズに応えられる。
- 現場で日本料理を学んだ外国人が世界で料理人として活躍することによって、日本料理を海外普及を促進。

## 公的機関からの電子的手段による通知の促進

### 現状

- 地方公共団体からの徴収金の賦課徴収、及び還付に関する書類は、紙での郵送が原則。
- 特別徴収税額通知については、eLTAX上に電子署名を付ける機能がないため、法的効力をもたせられない。
- 納税者は、自らの納税額などをWeb上で参照できる仕組みがない。



### 規制改革内容

公的機関からの電子的手段の通知が促進されるよう、eLTAX上のデータへの電子署名付加や、マイポータル等にける税額参照機能の構築などをおこなう。

### 想定される効果

- 企業の地方税にかかる事務処理の効率向上
- 国民の税額参照における利便性向上
- 行政の税額通知にかかる発送コスト、管理コスト等の削減
- ペーパーレスによる環境保全



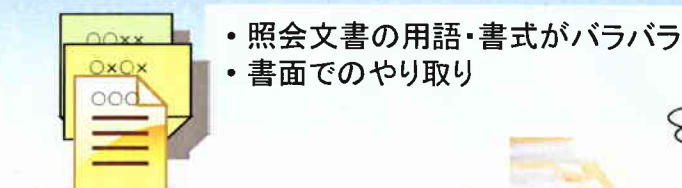
## 金融機関に対する取引照会の一元化

### 現状

- 国税庁・税務署、地方自治体、福祉事務所、警察などは、金融機関に対して、様々な調査における取引照会を要請することができるが、取引照会は数十年以上、書面による郵送でやり取りされている。
- 1社当たり年間照会件数は、100万件以上に上ることもあるが、照会文書の用語・書式は統一されていないこと、回答書類の郵送に配慮がされていないこと、CD-Rなどの電子媒体による郵送が認められていないことから、大きな業務負担を生じている。

### 現在

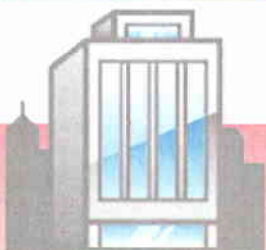
国税庁・税務署  
地方自治体  
福祉事務所  
警察など



- 照会文書の用語・書式がバラバラ
- 書面でのやり取り



- 回答書類の郵送に配慮が足りない



### 改革の方向性

- オンライン化を検討



- 照会文書の用語・書式を統一



- 回答書類の郵送について改善
- 電子媒体での提出OK

業務の効率UP!



金融機関



### 規制改革内容

- 金融機関の要望を踏まえ、照会文書の用語・書式の統一化などを行う。
- オンライン化についても検討を行う。

### 想定される効果

- 金融機関の業務を効率化し、経費が削減できる。
- オンライン化により、行政機関、金融機関双方の業務が効率化される。

## 流通・取引慣行ガイドラインの見直し

### 現状

- 消費者のニーズが多様化する中、メーカーと流通業者が今まで以上に連携し、消費者にとって付加価値の高い商品が提供されるようにすべき。
- 独占禁止法の垂直的制限行為(再販売価格維持行為および非価格制限行為)にかかる規制は、**違法性の判断基準等が曖昧で、事業者に萎縮効果を与えており、上記連携を妨げているとの指摘がある。**



### 独占禁止法

メーカーが、小売業者の販売方法や流通業者の取引先に制限をかける行為等(垂直的制限行為)を規制



流通業者



メーカー



メーカー

もっと連携したいけど、販売方法など色々頼んだら、違法にならないかな…

売り方や販売先などを限定した方が、消費者の利益になることもあるんじゃないのかな？



### 規制改革内容

垂直的制限行為規制の運用基準を定めている「流通・取引慣行ガイドライン」において、**垂直的制限規制にかかる違法性の判断基準および適法な行為を明確化する。**

### 想定される効果

メーカーと小売業者の連携を促進することによって、より消費者の利益になる競争環境を整備できる。

## ダンスに係る風営法規制の見直し

### 現状

- 客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、年少者者立入禁止など厳しく規制されている。このため、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの指摘がある。
- 2020年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法を見直すべきである。

「客にダンスをさせる営業」は「風俗営業」に該当する

### 3号営業(ナイトクラブ等)



客にダンスをさせる営業



飲食

### 4号営業(ダンスホール等)



客にダンスをさせる営業



主な規制

営業には許可  
が必要

営業時間は原  
則午前0時まで

住宅地・学校等周  
辺は営業禁止

18歳未満立入  
禁止

外部からの見通し  
不可となる構造

### 規制改革内容

接待を伴わないダンスをさせる営業を風俗営業から除外し、営業時間を見直しつつも、騒音等の各種問題に対しては有効に対応できる規制を設ける等、風営法の見直しを図るべく検討する。

### 想定される効果

- 優良な企業が参入しやすくなり、ダンス関連産業の健全な発展に資する。
- 東京オリンピックを控え、深夜の遊興場所等の提供により海外観光客が呼び込める。

## 食料品アクセス環境の改善

### 現状

- 食品の移動販売を行うためには、都道府県知事の申請許可が必要。
- 許可申請の際、申請書様式が統一されていない。また、手続のためのガイドラインが時代に合っていない(給水タンクの容量など)。

### ● 買い物不自由地域において...

#### 現在

気軽に買い物が  
したいわねえ……。  
お店が近くに  
あればいいのに……。



- 申請書の様式が各地区で統一されていない。
- 車両の仕様基準、各商品を販売するための許可基準が統一されていない、など。

### コンビニ、スーパー等の移動車販売



各地上りたくないのに、  
申請がタイヘン……

### 改革の方向性

- 申請書様式の統一化について検討する。
- ガイドラインを見直す。



### 規制改革内容

- 移動販売にかかる許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、ガイドラインの改訂及び申請書様式について見直す。

### 想定される効果

- 移動販売が円滑に実施できるようになり、買い物不自由地域の不便が解消される。

# 農業分野（規制改革の目的と検討の視点）



## 農業改革の3本柱

### ① 農業委員会等の見直し

- 農業委員の選挙・選任方法の見直し
- 農地利用最適化推進委員の新設
- 農業委員会の事務局の強化
- 都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し



### ② 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

- 役員要件・構成員要件の見直し
- 事業拡大への対応



### ③ 農業協同組合の見直し

- 中央会制度から新たな制度への移行
- 全農等の事業・組織の見直し
- 単協の活性化・健全化の推進
- 理事会の見直し
- 組織形態の弾力化



## 改革の効果

3点セットの改革により、競争力のある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現する



## 農業委員会等の見直し

### 【現状】

#### 農業委員会の構成

##### 選挙委員

○農業者の中から選挙で選出。

##### 選任委員

○農業団体推薦、議会推薦を受けた者を、市町村長が選任。

### 【見直し後】

#### 農業委員会の構成

##### 選任委員

○議会の同意を得て市町村長が選任。

○過半は認定農業者。利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れる。

○女性・青年農業委員を積極的に登用する。

#### 農地利用最適化推進委員(仮称) ※新設

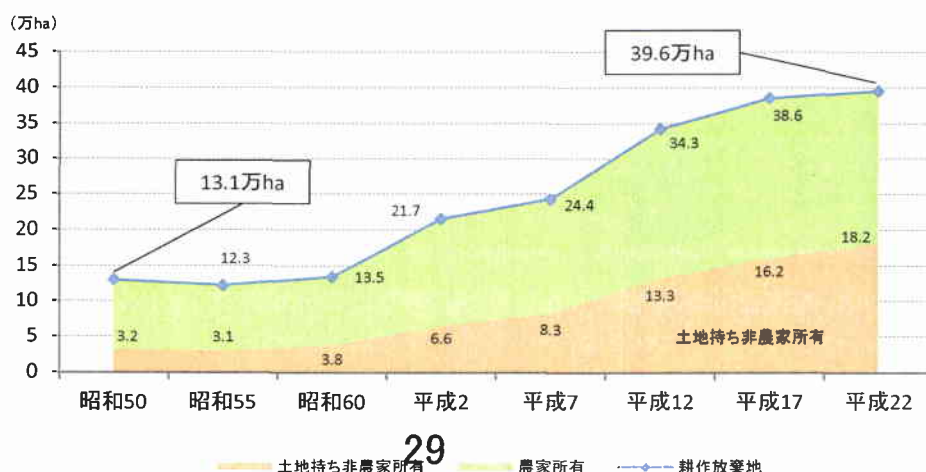
○農業委員会が選任。

##### <役割>

農業委員会の指揮の下、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進

### 耕作放棄地の現状

○平成22年の耕作放棄地面積は、昭和50年に比べ3倍に増加。  
 ○平成22年での耕作放棄地のうち土地持ち非農家所有の割合は46%。



# 農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し

## 【現状】

### 役員要件

役員の過半の過半が農作業に従事

規模拡大を進めたら、農作業よりも  
マネジメントが忙しくなってきたぞ...



マネジメントを手伝ってほしいなあ...

### 構成員要件

- ・農業関係者が原則4分の3以上
- ・農業関係者以外(継続的取引関係者)は原則4分の1まで

農業関係者	継続的取引関係者
農業常時従事者 農地の権利提供者 農業協同組合 作業委託農家等	スーパー 食品加工業者 農産物 運送業者等

## 【見直し後】

### 役員要件

役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事

経営革新や技術革新のマネジメントに注力できるぞ!



### 構成員要件

- ・農業関係者が2分の1以上
- ・2分の1未満は制限を設けない

農業関係者	農業関係者以外
農業常時従事者 農地の権利提供者 農業協同組合 作業委託農家等	農外企業等 出資して成長を支援するぞ!

## 規制改革内容

- 役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。  
※リースの場合における役員要件も同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行うものとする。
- 構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。
- 更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の情報等を踏まえつつ、検討する。(検討時期は状況により前倒し)

## 想定される効果

- 地域農業の多様な経営・技術の革新や付加価値の拡大
- 農業関係者以外の出資による専業規模の拡大

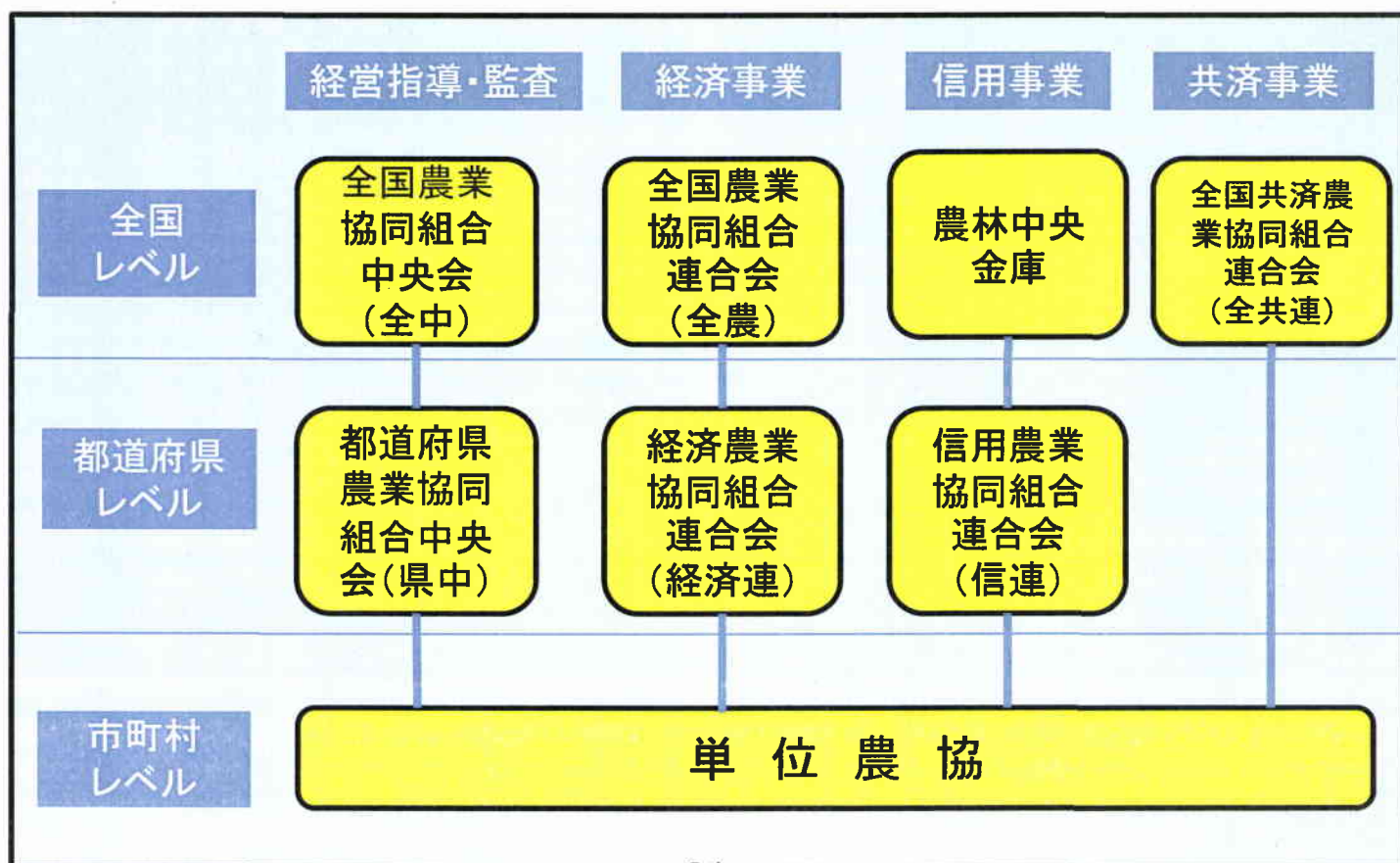
## 中央会の現行制度から自律的な新制度への移行 全農等の事業・組織の見直し

### 現状

- 農協の統合が進むなど、農協経営が危機的状況に陥った昭和29年の中央会制度導入時から、農協を取り巻く状況は大きく変わっている。
- 農業者の利益増進に資するためには、経済界との迅速な連携やグローバル市場での競争への参加が望まれる。

### 規制改革内容

- 農協法上の中央会制度は、適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
- 全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。





## 単協の活性化・健全化の推進、組織形態の弾力化

### 現状

- 農業者でない准組合員の増加、信用事業の拡大等、農協法制定時の想定と比較して農協の姿が変容している。
- 現行法上、単協・連合会の分割・再編や他の組織への転換は不可。

### 規制改革内容

- 信用事業についてJAバンク法に定める方式(農林中金又は信連への移管)の活用の推進を図る。
- 共済事業は単協の事務負担を軽減する事業方式の活用の推進を図る。
- 分割・再編や他の組織(株式会社等)への転換ができるようにする。

### 単協の活性化・健全化

信用事業



○単協は農林中金又は信連への信用事業の移管、窓口・代理業化の選択が可能になる

共済事業



○単協は事務負担を軽減する事業方式の活用が可能になる

### 組織形態の弾力化

単位農協・連合会



○分割・再編が可能になる  
○株式会社・生協・社会医療法人・社団法人等への転換が可能になる

農林中金・信連・  
全共連



○株式会社への転換を可能とする方向で検討

### 想定される効果

- **単協の活性化・健全化**：単協が抱える不要なリスクや事務負担を軽減できる。
- **組織形態の弾力化**：組合員や地域住民のニーズへの対応が可能となる。

## 理事会の見直し、組合員の在り方

### 現状

- 正組合員が理事の多数を占めている。
- 農業者でない准組合員の人数が正組合員の人数を上回っている。

### 規制改革内容

- 理事の過半を認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組む。
- 准組合員の事業利用について、一定のルールを導入する方向で検討する。

#### 現状

##### 理事会

- ・理事の定数の3分の1までは正組合員以外の者(准組合員・非組合員)を選任可能。

##### 組合員の在り方

- ・准組合員の事業利用に制限なし

#### 見直し後

##### 理事会

- 理事の過半が
  - ・認定農業者
  - ・農産物販売や経営のプロ
- 若い世代や女性の登用促進

##### 組合員の在り方

- 准組合員の事業利用について、正組合員との関係で一定のルールを導入

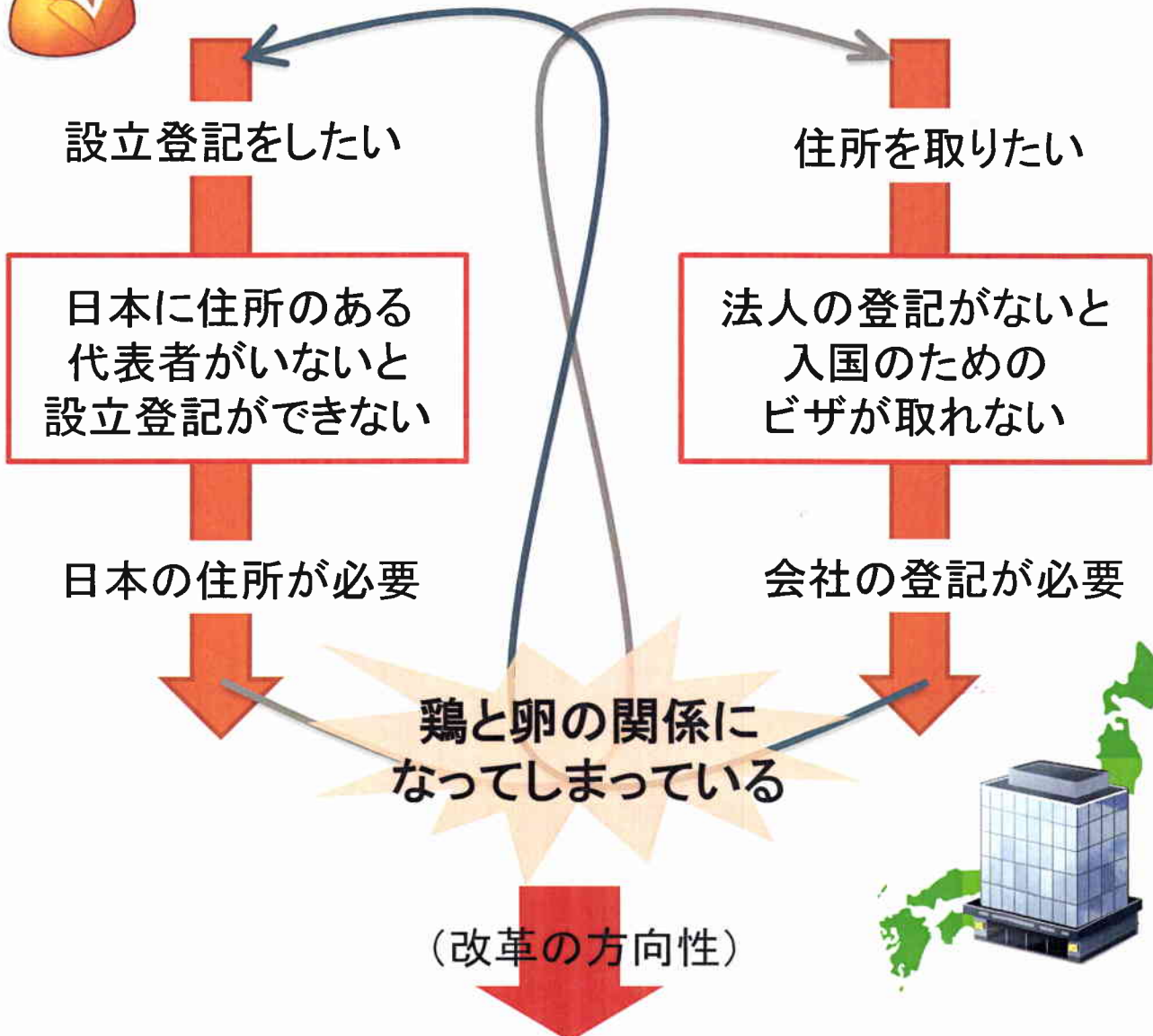
### 想定される効果

- **理事会の見直し**：農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性が確保される。
- **組合員の在り方**：農協の農業者の協同組織としての性格が損なわれることを防ぐ。

# 外国企業等を設立する際の規制の見直し



現在、外国企業・外国人が  
法人を設立しようとする...



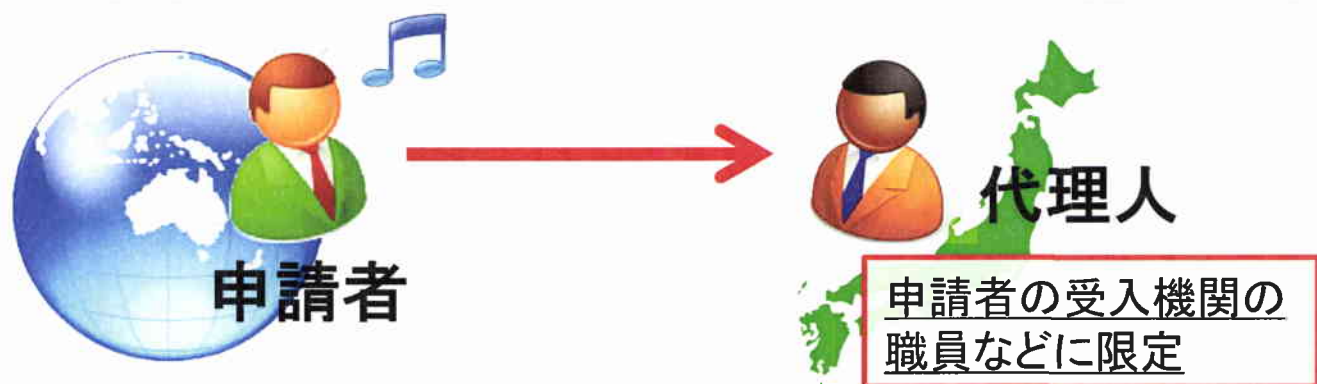
日本に代表者がいなくても  
設立登記できるようにする

法人を設立しようとする  
外国人は、法人登記が  
なくても入国できるようにする

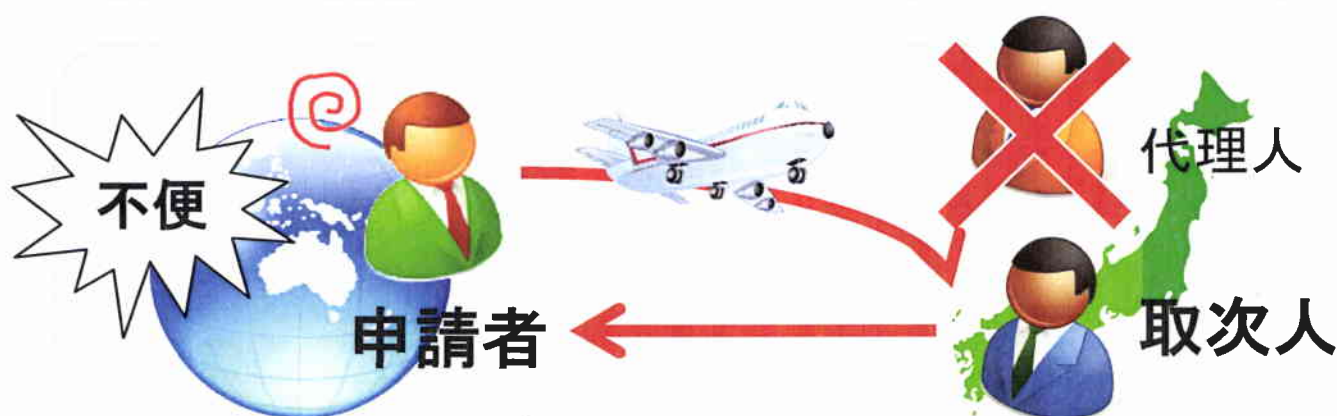
## 在留資格認定証明書※の申請手続きの柔軟化

※外国人に対し、日本への入国前に人物審査をした上で交付するもので、その後のビザ申請や上陸審査などが迅速になる。

現在、外国にいる外国人が  
在留資格認定証明書を申請しようとする...



代理人がいれば、本人が日本にいなくても申請できる



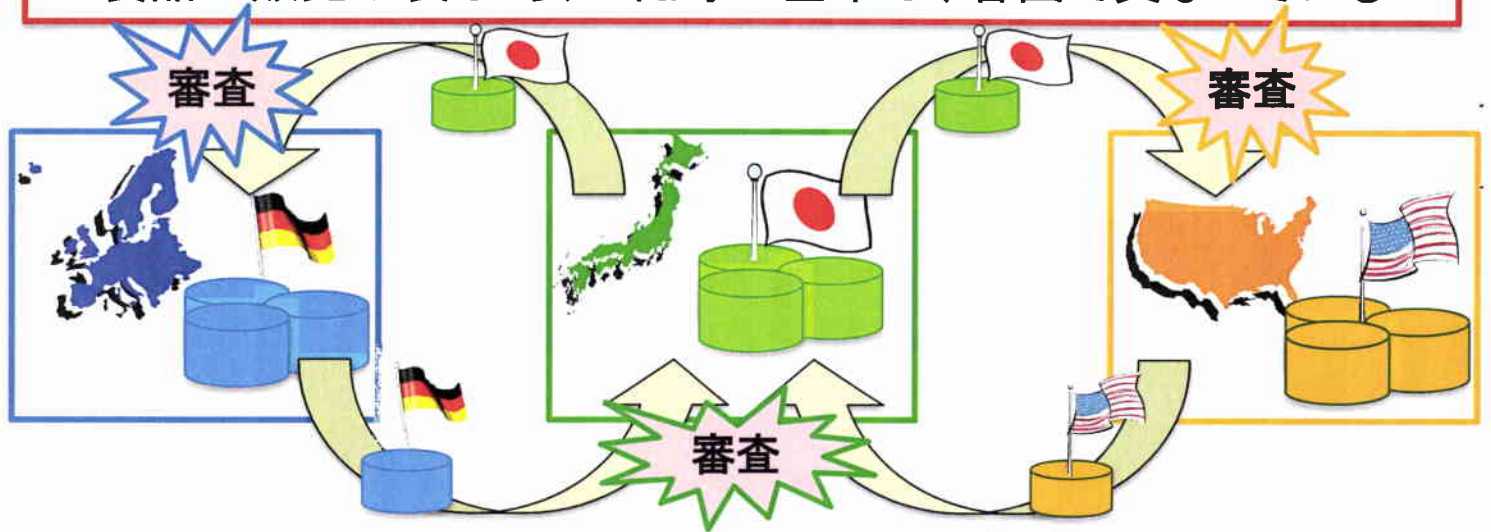
代理人がない場合、弁護士などに代行を頼めるが  
申請の時点で本人が日本国内に来なければならない

(改革の方向性)

代理人の範囲を適切に拡大

## 相互認証の推進

製品の販売や表示・安全性等の基準は、各国で異なっている



各国の基準に沿った審査が必要  
⇒円滑な輸出入を阻害！

国際基準を  
検討中の分野

多国間協議等に  
積極参加



(ex)  
医療機器  
動物用医薬品



国際基準が  
定められた分野

速やかに  
国内導入



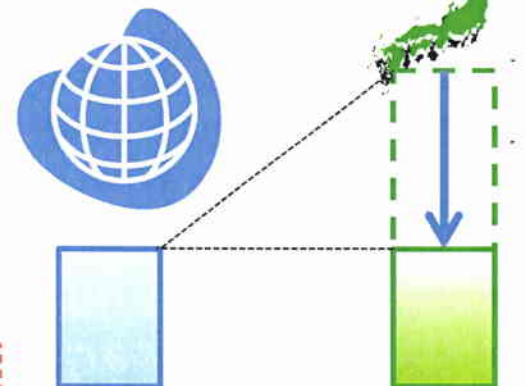
(ex) 自動車の  
排ガス・燃費  
試験法



36

諸外国に比べ国内の  
規制が厳しい分野

諸外国の例を参考に  
規制を見直し



(ex) 家庭用品の品質表示  
ワクチン使用制限期間

## クルーズ船による入国時の審査の見直し

現在、クルーズ船での入国時でも  
様々な審査手続きを経る必要がある。



指紋採取  
顔写真  
パスポート手交



ちょっとしかないのに…

船から降りるだけで  
長い時間がかかってしまう



到着前に入国  
手続きができる  
ようにする



（改革の方向性）



パスポートなしで  
下船できる  
ようにする



指紋採取の  
省略を検討



## 高度外国人材の活用

高度な外国人材が日本で活躍しやすくするため、以下のような取組みを行う。



(現行) 高度外国人材の家族の入国のための手続きに時間がかかっている場合がある。

**本人と同様に家族も迅速に入国のための手続きができるようにする！**

家族の入国がよりスムーズになり、



内部異動が頻繁にある日本の企業で勤務するケース  
(現行) 「人文知識・国際業務」「技能」など  
在留資格に応じた職種にしか就けない

**「総合職」に適した在留資格を創設する！**

より柔軟に働けるようになって、



高度外国人材として永住許可を取得するケース  
(現行) 永住許可を得るには最短でも5年かかる

**永住許可に要する在留歴を短縮する！**

より長く活躍することができるようになる。

## コンテナ輸送における通行許可基準の統一

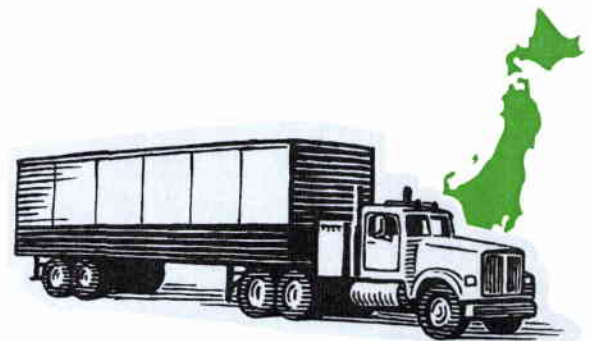
現在、トレーラーの重さの制限には積んでいる荷物の種類によって差が生じている。



輸出入貨物の輸送

最大積載：30.48トン

※エアサスの装着が条件



国内貨物の輸送

最大積載：24.00トン

国内貨物は一度に運べる  
貨物量が少なく、不利



(改革の方向性)

積んでいる荷物の種類に関わらず  
同じ重さまで積めるように基準を統一



# 規制改革に関する第2次答申

## ～加速する規制改革～

平成26年6月13日  
規制改革会議

# 目次

## I 総論

1 はじめに	1
2 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	
(1) なぜ規制改革が必要か	
① 経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する	1
② 国民に多様な選択肢を提供する	1
③ 意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する	1
④ 安全性をより効率的な手法で確保する	1
(2) 今期の規制改革で重視したこと	
① 成長戦略、並びに国民の選択肢拡大につながる規制改革	2
② 機動的な「意見」等の表明	2
(3) 最優先案件への取組	3
3 審議経過	
(1) 審議テーマの設定と審議体制	3
(2) 公開ディスカッションの開催	4
(3) 規制改革ホットライン	4
(4) 重点的フォローアップ	4
(5) 他の会議との連携	5
(6) 国際先端テストの実施	5
4 本答申の実現に向けて	5
5 次のステップへ	
(1) 次期の会議活動方針の策定	6
(2) 実施計画のフォローアップ	6
(3) 今後取り組むべき課題	6

## II 各分野における規制改革

### 1 健康・医療分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	
① 新たな保険外併用の仕組みの創設	7
② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立	7
③ 革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善	7
④ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築	8
⑤ 生活の場での医療・介護環境の充実	8
⑥ 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築	8
⑦ 保険者機能の充実・強化に向けた環境整備	8
⑧ 医療機関の経営基盤の強化	8
⑨ 看護師の「特定行為」の整備	8
(2) 具体的な規制改革項目	
① 新たな保険外併用の仕組みの創設	
ア 困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設	9
イ 「患者申出療養（仮称）」における安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築	9
ウ 「患者申出療養（仮称）」における対応医療機関の充実	10
エ 「患者申出療養（仮称）」における保険収載に向けた実施計画の対象外の患者への対応	10
② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立	
ア 財務諸表の情報開示	10

イ	補助金等の情報開示	11
ウ	役員報酬等の開示	11
エ	内部留保の明確化	11
オ	調達公正性の確保	11
カ	経営管理体制の強化	12
キ	所轄庁による指導・監督の強化	12
ク	多様な経営主体によるサービスの提供	12
ケ	福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善	13
コ	社会貢献活動の義務化	13
③	革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善	
ア	医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用	13
イ	日本発の医薬品・医療機器の評価の充実	14
ウ	原価計算方式における革新性評価の充実	14
エ	新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続	14
オ	医療材料等に対応する手技料の適切な算定	14
カ	医薬品・医療機器の価格予見性の向上	14
キ	「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進	15
ク	長期収載品の薬価の引下げ	15
ケ	患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応	15
④	最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築	
ア	医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携	15
イ	医療計画における保険者の視点の導入	16
ウ	医療計画の内容の充実	16
エ	医療資源の適正配置	16
オ	医療機関の質の評価	16
カ	必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用	17
キ	病床規制の柔軟な運用	17
ク	7対1入院基本料の在り方の検討	17
ケ	地域医療支援センターの実効性向上	17
コ	プライマリ・ケア体制の確立	17
⑤	生活の場での医療・介護環境の充実	
ア	在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化	18
イ	特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善	18
ウ	在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善	19
⑥	医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築	
ア	転用の体制の構築	19
イ	標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化	19
ウ	添付文書等への記載事項	19
エ	販売時説明	19
⑦	保険者機能の充実・強化に向けた体制整備	
ア	未コード化傷病名の不適切な使用の削減	19
イ	診療報酬明細書データの分析可能な環境整備	20
ウ	保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	20
エ	診療報酬明細書の審査体制の強化	20
オ	歯科診療報酬明細書の電子化の推進	20
⑧	医療機関の経営基盤の強化	
ア	経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化	21
イ	医療法人の経営の透明化・適正化	21
ウ	医療機関における業務範囲の明確化	21
⑨	看護師の「特定行為」の整備	
ア	看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討	22
イ	看護師の「特定行為」における手順書の検討	22

ウ	看護師の「特定行為」の対象の検討	22
エ	看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理	22

## 2 雇用分野

(1)	規制改革の目的と検討の視点	24
(2)	具体的な規制改革項目	
①	多様な働き方の拡大	
ア	労働時間規制の見直しー労働時間の新たな適用除外制度の創設ー	24
イ	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	25
ウ	労働者派遣制度の合理化	25
②	円滑な労働移動を支えるシステムの整備	
ア	有料職業紹介事業等の規制の再構築	26
イ	労使双方が納得する雇用終了の在り方	26

## 3 創業・IT等分野

(1)	規制改革の目的と検討の視点	
①	起業・新規ビジネスの創出・拡大	
ア	動産及び債権を担保にした資金調達の推進	28
イ	ベンチャービジネスの育成	28
ウ	高圧ガス関連規制の緩和	28
②	ITによる経営効率化	
ア	国税関係帳簿書類の電子化保存	29
イ	手続の電子化・オンライン化	29
③	産業の新陳代謝	
ア	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等	29
イ	一般集中規制の見直し	30
④	国民の選択肢拡大	
ア	ダンスに係る風営法規制の見直し	30
イ	食料品アクセス環境の改善	30
⑤	エネルギー・環境分野における規制改革	
ア	微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化	30
イ	電気事業者等の業務効率化	31
⑥	その他民間事業者等の要望に応える規制改革	
ア	金融機関に対する取引照会の合理化	31
イ	金融機関の業務効率化	31
ウ	建設に係る規制の緩和	31
エ	各種責任者の要件緩和	31
オ	物流の効率化	31
カ	各種手続の緩和	32
(2)	具体的な規制改革項目	
①	起業・新規ビジネスの創出・拡大	
ア	動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善	
a	動産・債権譲渡登記制度の運用の改善	32
b	動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し	32
c	オンラインを用いた申請の利便性の向上	32
d	動産譲渡担保権の実行の方策	32
イ	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等	
a	事業者における適切な体制整備	33
b	業務執行法人等の統制	33
c	業務執行法人等の選定	33
d	成果の評価	33
e	制度の在り方	34

ウ	保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の 範囲等の拡大	34
エ	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和	
a	許可制度の緩和	34
b	提出用図面の書式緩和	34
オ	高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用	35
カ	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	35
キ	外部委託先の監督についての明確化	35
ク	中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化（衛生証明書発行機関の変更）	35
ケ	食品加工・輸出手続の円滑化（食品衛生管理者の資格取得の円滑化）	36
コ	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	36
サ	梅酒の表示の適正化	36
シ	多様化する農業法人での雇用労働への対応	36
ス	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	36
セ	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和	
a	定款記載事項の変更	36
b	役員及び議員定数の基準	37
ソ	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	37
タ	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	37
チ	NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）	37
②	ITによる経営効率化	
ア	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し	38
イ	公的機関からの電子的手段による通知の促進	
a	公的機関からの電子的手段による通知の促進①	38
b	公的機関からの電子的手段による通知の促進②	38
c	公的機関からの電子的手段による通知の促進③	39
ウ	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	39
エ	教育情報化の推進に関する制度見直し等	39
オ	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	39
カ	建築確認申請の電子化	39
キ	地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化	40
ク	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和	40
ケ	金融機関に対する取引照会の一元化	
a	国税に係る調査等における取引照会のオンライン化	40
b	地方税に関する取引照会のオンライン化	40
c	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化	40
d	生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化	41
コ	法人の電子申告フォームの簡素化	41
③	産業の新陳代謝	
ア	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等	41
イ	一般集中規制の見直し	
a	フォローアップ状況の公開	42
b	一般集中規制の在り方	42
c	事業報告制度の簡素化	43
ウ	保険契約の包括移転に関わる手続の簡素化	43
エ	アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての 電子的な代替手段活用	43
④	国民の選択肢拡大	
ア	ダンスに係る風営法規制の見直し	
a	営業時間に関する規制等の見直し	43
b	飲食無し営業の規制対象除外	44
c	規定の整備	44

イ	食料品アクセス環境の改善	44
ウ	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	44
⑤	エネルギー・環境分野における規制改革	
ア	微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入	
a	抜油後の容器等の処理促進のための仕組み	45
b	使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み	45
イ	多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	45
ウ	食品リサイクル法の見直し	46
⑥	その他民間事業者等の要望に応える規制改革	
ア	金融機関に対する取引照会の一元化	
a	国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化	46
b	国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善	46
c	国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出	46
d	地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化	46
e	捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化	47
f	生活保護の決定・実施に関わる照会文書の書式の統一化	47
イ	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	47
ウ	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）	47
エ	保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和	48
オ	外貨定期預金（1年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	48
カ	臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和	48
キ	連結決算状況表等の提出期限の緩和	48
ク	公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し	48
ケ	「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略	49
コ	条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和	49
サ	大規模建築物における CLT の活用のための JAS 規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定	49
シ	超高層建築物の大臣認定期間の短縮	49
ス	非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用	50
セ	機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し	50
ソ	既存建築物に係る確認申請及び完了検査の取得手続に係る法整備	50
タ	建設業許可手続における書類提出の緩和	51
チ	地方公共団体における住宅附置義務の見直し	51
ツ	主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和	51
テ	高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任	51
ト	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和	
a	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和①	52
b	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和②	52
c	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③	52
d	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④	52
e	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤	52
ナ	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	52
ニ	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	52
ヌ	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換	53
ネ	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	53
ノ	確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	53
ハ	確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化	53
ヒ	確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和	53
フ	確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	54
ヘ	厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進	54
ホ	確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化	54

マ	フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化	54
ミ	航空機登録記号の変更	54
ム	外国人技能実習制度の見直し	55

#### 4 農業分野

##### (1) 規制改革の目的と検討の視点

①	農地中間管理機構の創設	56
②	農業委員会等の見直し	56
③	農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し	56
④	農業協同組合の見直し	56

##### (2) 具体的な規制改革項目点

①	農地中間管理機構の創設	56
②	農業委員会等の見直し	
ア	選挙・選任方法の見直し	57
イ	農業委員会の事務局の強化	57
ウ	農地利用最適化推進委員の新設	57
エ	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	58
オ	情報公開等	58
カ	遊休農地対策	58
キ	転用違反への対応	58
ク	行政庁への建議等の業務の見直し	58
ケ	転用制度の見直し	59
コ	転用利益の地域の農業への還元	59
③	農地を所有できる法人の見直し	
ア	役員要件・構成員要件の見直し	59
イ	事業拡大への対応等	59
④	農業協同組合の見直し	
ア	中央会制度から新たな制度への移行	59
イ	全農等の事業・組織の見直し	60
ウ	単協の活性化・健全化の推進	60
エ	理事会の見直し	61
オ	組織形態の弾力化	61
カ	組合員の在り方	61
キ	他団体とのイコールフットイング	62

#### 5 貿易・投資等分野

##### (1) 規制改革の目的と検討の視点

①	対日投資促進	63
②	空港規制の緩和	63
③	外国法事務弁護士制度の見直し	63
④	相互認証の推進	63
⑤	輸出入の円滑化、通関手続の合理化	64
⑥	入管政策の改定	64
⑦	国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し	64
⑧	貿易に係る物流の効率化	64

##### (2) 具体的な規制改革項目点

①	対日投資促進	
ア	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し	
a	外国会社の登記に関する規制の見直し	65
b	内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃	65
c	在留資格取得要件の緩和	65

イ	在留資格認定申請書の申請手続の柔軟化	65
ウ	外国人労働者の配偶者に係る資格外就労許可の周知	65
エ	社会保障協定の締結に向けた取組の推進	66
②	空港規制の緩和	
ア	東京国際空港の発着枠の拡大	66
イ	首都圏空港の更なる機能強化	66
③	外国法事務弁護士制度の見直し	
ア	外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置	67
イ	外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化	67
ウ	外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化	67
エ	外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備	67
④	相互認証の推進	
ア	医療機器審査基準の国際統合化	
a	QMS 省令の ISO13485 への対応	68
b	QMS 省令と ISO13485 との関係性の明確化	68
c	国際的調和の推進	68
d	輸入事業者の負担軽減	68
イ	電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合	68
ウ	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化	
a	国際慣行との統合化	68
b	関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化	69
エ	自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し	69
オ	米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進	69
カ	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との統合化加速	
a	J規格の最新の IEC 規格への統合化	69
b	J規格と最新の IEC 規格の迅速な統合化の推進	70
キ	輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し	70
ク	18GHz 帯送信空中線の開口径の規制見直し	70
ケ	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大	
a	防爆構造電気機械器具	70
b	第一種圧力容器	70
コ	動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大	71
サ	食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し	71
シ	家庭用品品質表示の国際統合化	
a	指定品目の見直し	71
b	表示内容の見直し	71
c	表示・試験方法の見直し、海外への情報発信	72
ス	家庭用品品質表示の実効性確保	72
⑤	輸出入の円滑化、通関手続の合理化	
ア	新 KS/RA 制度に係る事業者負担の軽減	72
イ	輸出申告内容の船積後修正の簡素化	72
ウ	化粧品輸入時の手続の簡素化	
a	「輸入変更届」の添付資料の廃止	72
b	「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化	73
c	輸入事業者の事務処理負担の軽減	73
エ	輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化	73
オ	盗難車部品の不正輸出防止	73
カ	輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進	74
キ	EPA における自己証明制度の導入拡大	74
ク	他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進	74
ケ	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	74



⑥入管政策の改定	
ア 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	74
イ 寄港地上陸許可手続の運用改善	75
ウ トランジット・ビザ発給方法の見直し	75
エ クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し	
a 手続の円滑化	75
b 海外臨船審査の導入・拡大	76
c クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国	76
d 個人識別情報取得の更なる簡素化	76
オ 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現	76
カ 『総合職』に適した在留資格の創設	77
キ カテゴリー1又は2の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化	77
ク 日本人女性の就労を促す家事支援策の検討（外国人家事支援人材の活用）	77
⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し	
ア 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	77
イ スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加	78
ウ 海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和（対内直接投資からの除外）	78
エ 保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大	78
⑧貿易に係る物流の効率化	
ア コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一	78

### III 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

#### 1 具体的なシステムの考え方

(1) 見直し基準	
①見直し対象	80
②見直しの視点	80
③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定	80
(2) 見直しの実効性を担保する仕組み	80
(3) 規制シートの整備	
①規制シートの主な記載項目	81
②規制シートの作成単位	81
(4) 「許認可台帳」の活用	81

#### 2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革	81
(2) 規制シートの整備状況の進捗管理	82
(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携	82
(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価	82

(参考資料1) 委員及び専門委員名簿 84

(参考資料2) 規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過 86

# I 総論

## 1 はじめに

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

規制改革会議（以下「会議」と略称する。）は、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、平成 25 年 1 月 23 日、政令に根拠をもつ審議会として発足した。設置期間は、平成 28 年 3 月 31 日までとなっている。

会議においては、昨年 1 月の会議発足以降、安倍内閣の経済財政政策に関するいわゆる「三本の矢」のうち第三の矢「成長戦略」を構成する重要な基盤として、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急度の高い規制改革から優先的に検討を行い、約 4 か月間の調査審議の結果を取りまとめ、最初の「答申」（以下「第 1 次答申」という。）として、昨年 6 月に内閣総理大臣に提出した。

昨年 7 月以降は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっているにもかかわらず、永年にわたり改革が実現できていない、いわゆる「岩盤規制」の改革にも精力的に取り組むこととし、幅広い関係者の意見聴取も含めた深掘りの検討を行った。

本答申は、昨年 7 月を起点とする当会議の調査審議結果を取りまとめたものであり、約 3 年にわたる活動期間の中間的な位置付けを持つ「第 2 次答申」として内閣総理大臣に提出する。

## 2 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

### （1）なぜ規制改革が必要か

規制改革の目的は、国民生活の安定・向上、経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることにある。

このような観点から、今期、規制改革を進めるに当たっては、以下の諸点を念頭に置いて、国民視点から、制度のあるべき姿に立ち返り、現場のニーズを十分踏まえて、本質的かつ骨太な議論を行った。

#### ① 経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する

規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発と共に変化する。国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、企業、NPO などの事業者の創意工夫を阻む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的需要を开花させることは極めて重要な課題である。

また、世界から我が国へ投資を呼び込むためには、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を整備していく必要がある。

#### ② 国民に多様な選択肢を提供する

様々な環境変化や ICT 等の技術革新の動きに応じ、絶えず規制を見直していくことにより、国民が新たな製品やサービスを、より早く、より安価に享受できる選択肢を広げていくことの重要性は一段と増している。

#### ③ 意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

規制改革は、規制対象となっている産業の発展のためにも不可欠である。意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることで産業の発展可能性が広がる。

#### ④ 安全性をより効率的な手法で確保する

規制の目的の一つは、安全性の確保にある。その際、規制の前提自体が変化した場合には、その規制を見直すことにより、より効率的な手法で安全性を確保する必要がある。

## (2) 今期の規制改革で重視したこと

今期の規制改革の検討に当たり、特に重視したポイントは以下の2点である。

### ① 成長戦略、並びに国民の選択肢拡大につながる規制改革

会議においては、生産性の向上などを通じた産業競争力の強化、質の高いサービスの実現、最新技術の普及などの「成長戦略」、並びに魅力ある産業の実現、多様な主体によるサービスの提供、利用者視点に立った仕組みの構築など、「国民の選択肢拡大」につながる規制改革を重視した。

例えば、競争力と魅力のある農業を実現するための規制改革、社会福祉法人・株式会社・NPOなど多様な主体が介護・保育事業等のサービスの質を高めるための規制改革、“患者起点”で治療の選択肢を拡大するとともに、最新の医療技術を普及するという観点から、保険診療と保険外診療とを併用しやすくするための規制改革などに取り組んだ。

また、働く者にとって、転職が個人の能力と競争力を高め、人々が動きやすい労働市場と雇用システムを作るための規制改革にも引き続き取り組んだ。

### ② 機動的な「意見」等の表明

諸般の状況に適時適切に対応し、会議としての「意見」等を機動的に表明することにより、規制改革の議論を加速した。

#### 健康・医療分野

- a 革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する規制改革会議の意見（平成25年8月22日）
- b 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見（平成25年9月12日）
- c 一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて（平成25年10月31日）
- d 医療提供体制に関する意見（平成25年12月20日）
- e 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見（平成26年3月17日）
- f 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立に関する意見（平成26年4月16日） ※最優先案件（後述（3）参照）  
（参考）
  - ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立に関する論点整理（平成25年12月20日）
  - ・介護・保育事業等におけるイコルフットィング確立の更なる論点（平成26年2月28日）
- g 保険外併用療養費制度における新たな仕組みに関する意見（平成26年5月28日） ※最優先案件（後述（3）参照）  
（参考）
  - ・「保険診療と保険外診療の併用療養費制度」改革の方向性について（平成25年12月20日）
  - ・選択療養制度（仮称）の創設について（論点整理）（平成26年3月27日）
  - ・「選択療養（仮称）」における手続・ルール等の考え方（論点整理②）（平成26年4月16日）

#### 雇用分野

- a 労働者派遣制度に関する規制改革会議の意見（平成25年10月4日）
- b 労働時間規制の見直しに関する意見（平成25年12月5日）
- c ジョブ型正社員の雇用ルールに関する意見（平成25年12月5日）

## 創業・IT等分野

- a 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について（平成25年11月27日）
- b IT関連の規制改革事項について（平成25年12月20日）（IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン関係）
- c ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見（平成26年5月12日）
- d パーソナルデータに関する意見（平成26年5月22日）
- e 改正タクシー特措法の指定地域に係る指定基準に関する意見（平成26年6月13日）

## 農業分野

- a 農地中間管理機構（仮称）の創設に関する規制改革会議の意見（平成25年9月19日）  
※最優先案件（後述（3）参照）
- b 今後の農業改革の方向性について（平成25年11月27日）
- c 農業改革に関する意見（平成26年5月22日）

## その他

- a 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築（規制のPDCA）に関する意見（平成26年3月27日）

### **（3）最優先案件への取組**

昨年7月以降の会議においては、特に緊急性・重要性の高い、以下の3項目を、「最優先案件」と位置付け、会議において委員全員で審議の上、早期の解決を目指すこととした。

#### **① 保険診療と保険外診療の併用療養制度**

国内で開発された先進的な医薬品・医療機器を用いた医療技術、及び海外で使用され国内では未承認の医薬品・医療機器を用いた医療技術等を保険診療と併用しやすくする規制改革を“患者起点”で検討した。

会議においては、昨年10月から審議を開始し、昨年12月に「改革の方向性」を表明し、本年3月及び4月に「論点整理」を行い、本年5月に「意見」を表明した。（詳細は9ページ）

#### **② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立**

社会福祉法人・株式会社・NPOが同じ土俵でサービスの質を高め合い、提供するための環境づくりを行った。

会議においては、昨年11月から審議を開始し、昨年12月及び本年2月に「論点整理」を行い、本年4月に「意見」を表明した。（詳細は10ページ）

#### **③ 農地関連規制の見直し**

「農地中間管理機構」創設及び関連事業について、農業の成長産業化のための取組が効果的に機能するよう、規制改革の観点から検討した。

会議においては、昨年8月から審議を開始し、昨年9月に「意見」を表明した。（詳細は56ページ）

## **3 審議経過**

### **（1）審議テーマの設定と審議体制**

会議においては、「第1次答申」で重点分野とされた「健康・医療」「雇用」を引き続き取り上げるとともに、「創業等」については、今期は休止とする「エネルギー・環境」に加え、IT

に関連する規制の検討にも注力するため「創業・IT等」とし、新たに「農業」「貿易・投資等」を加えた、5つの重点分野ごとにワーキング・グループを設置し、検討を行った。

それぞれのワーキング・グループでは、各分野の専門家も加えて、効果的・効率的に検討する体制を整え、成長戦略に盛り込むテーマを分野ごとに選定し、優先的に審議することとした。

## (2) 公開ディスカッションの開催

当会議が規制改革を推進するための世論喚起を目指し、今期は、試行的に2回の公開ディスカッションを開催した。

各回とも、国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の検討テーマを選定のうえ、一定の結論付けを目的とはせず、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明確にする形の論点整理を主眼に開催した。

第1回：平成25年11月28日（木）

- ① 保険診療と保険外診療の併用療養制度
- ② 老朽化マンションの建替え等の促進

第2回：平成26年3月25日（火）

- ① 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立
- ② 労働時間法制について

今回の試行結果を踏まえ、より効果的な運営方法等について検討の上、引き続き本年7月以降も開催することとしている。

## (3) 規制改革ホットライン

前期の平成25年3月22日、内閣府に「規制改革ホットライン」を設置し、広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望を常時受け付け、迅速に対応することとした。

今期は、規制改革ホットラインへの取組に、より注力するため、新たに「ホットライン対策チーム」を設置し、会議の場で精査・検討を要する案件を審議することとした。

昨年10月には、国民・企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として「集中受付月間」を実施し、内閣府のホームページ上での広報や各種団体への集中的な周知活動を行うことにより、1カ月で841件の提案を受け付けた。

規制改革ホットラインには、昨年3月以降2,461件（本年5月31日現在）の要望が寄せられ、随時、関係府省に検討要請（要望のうち規制改革に関係しないと認められるものを除いた1,377件）し、回答を得た1,138件について、ホームページに公表した。また、関係府省から回答を得た事項のうち更に精査・検討を要する事項については、ホットライン対策チームから順次会議に報告し、各ワーキング・グループにおいて精査・検討を行った。

さらに、規制改革ホットラインからの検討要請に対し、所管府省が主体的に対応した（又は予定している）事項について、本年2月の会議において報告を受けた。

## (4) 重点的フォローアップ

昨年6月の「第1次答申」に掲げた規制改革事項は、全件フォローアップを行うこととされたが、以下の事項については、昨年9月の会議において定めた取組方針に沿って、特に重点的に取り組むこととした。

- ① 再生可能エネルギーに係る規制【付属1の1～8ページ参照】
- ② 次世代自動車の世界最速普及【付属1の13～20ページ参照】
- ③ 認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加【付属1の22～23ページ参照】
- ④ すべての社会福祉法人の経営情報の公開【付属1の24ページ参照】
- ⑤ 再生医療の推進【付属1の25～26ページ参照】

- ⑥ 医療機器に係る規制改革の推進【付属1の26～27ページ参照】
- ⑦ いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認【付属1の27ページ参照】
- ⑧ 一般用医薬品のインターネット販売【付属1の29ページ参照】
- ⑨ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備【付属1の31ページ参照】
- ⑩ 労働者派遣制度の見直し【付属1の31ページ参照】
- ⑪ 老朽化マンションの建替え等の促進【付属1の35ページ参照】
- ⑫ ビッグデータ・ビジネスの普及【付属1の35～37ページ参照】

このうち、①、③、④、⑤、⑥、⑧、⑩及び⑪については、平成25年度末までの所要の改革がなされたことにより一定の成果が得られたと考えられる。また、②、⑦、⑨及び⑫については、平成26年度以降の改革事項が含まれるなど関係省庁の取組を引き続き注視すべきと考えられる。（詳細については、付属1「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)のフォローアップの結果について」の該当ページ（【】内）を参照）

#### (5) 他の会議との連携

主として成長戦略を議論している産業競争力会議とは、課題別会合及び分科会において関係する委員が参加し会議の意見を表明するなど、効果的な連携により、規制改革の成果を高めた。

また、規制改革と関連する経済財政諮問会議、国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特区ワーキング・グループ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）、対日直接投資推進会議などとも、情報共有を図ってきた。

#### (6) 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものであり、総理指示(平成25年1月25日日本経済再生本部)においてその活用が言及されていたものである。

今回は、検討項目の内から5件について実施した。具体的には、規制所管府省から規制の現状についての国際比較と規制を維持する必要性等について回答を求め、その妥当性及び改革の方向性についての議論を行った。

規制所管府省自らが、当該規制の意義・効果等について改めて考える契機となったが、本来、国際的な政策・制度の趨勢に照らして、当該府省において不断の見直しを行うことは当然の責務である。

国際先端テストの手法は、あらゆる規制改革の項目に適用すべき強力なツールであり、今後も、その定着に努めるべきである。

### 4 本答申の実現に向けて

会議は、本答申を取りまとめ、総理に提出する。ここからは、「実施」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現を図っていかなければならない。

このため、改革実現までの工程表、すなわち昨年6月の「規制改革実施計画」と同様の計画を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは、トレードオフ、利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が進まない主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められる。これは、ひとえに政治のリーダー

ーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

## 5 次のステップへ

### (1) 次期の会議活動方針の策定

昨年7月以降、「最優先案件」を始めとした重点分野について、本年6月に改定される成長戦略と密接に関連する規制改革を進めてきた。

本答申提出後、会議としての活動を再開するに当たっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、改めて会議としての活動方針を定めて、本年7月から来年6月までを一つの期間として、更なる改革に取り組んでいく。

その際、今期の活動結果も踏まえ、産業競争力会議、経済財政諮問会議などとのより効果的な連携を図っていく。

### (2) 実施計画のフォローアップ

規制改革については、これまで何度となく答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースもまま見られる。このため、会議は、規制改革実施計画の進捗について、毎年、政府から見直し状況の報告を受け、確認していくこととする。また、今期と同様、特に重点的なフォローアップが必要な規制改革事項については、時間軸も含めた、具体的なフォローアップ方針を定めて取り組んでいく。

### (3) 今後取り組むべき課題

規制改革は、時代の変化に合わせて、その所管府省自らが主体的に取り組むことが本来の在り方である。過去において、所管府省の自主的見直しを促す仕組みや制度が設けられたことがあったが、持続的な取組にならず、十分な成果を得ることができずに今日に至っている。

不断に規制改革を進め、着実に実現していくためには、所管府省自身が、規制改革会議等と連携しつつ、主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みをつくる必要がある。

今期、改めて会議として、これまでの取組の経緯等をレビューした上で、このような仕組みについて検討を行った結果、新たなシステムの構築の必要性を表明した(Ⅲ参照)。

まずは、このシステムに基づく取組を早急に開始し、会議としては、所管府省がより主体的・積極的に規制改革に取り組んでいくことができるよう、必要な役割を果たしていきたい。